

0. 準拠の基本条件

0.A 会社の定義—必須基準

- 0.A.1 GIPS 基準は、会社全体に適用されなければならない。
- 0.A.2 会社は、顧客または見込顧客に対して独立した事業主体として示される、資産運用会社、子会社、または部門として定義されなければならない。
- 0.A.3¹ 会社の運用総資産額は、会社内で運用される投資一任資産および非一任資産のすべての公正価値の合計に等しくなければならない。フィーを課すポートフォリオおよび課さないポートフォリオの両方を含む。
- 0.A.4 会社は、サブアドバイザーの選任について裁量権を有する場合には、サブアドバイザーに委託した資産のパフォーマンスをコンポジットに含めなければならない。
- 0.A.5 会社の組織変更を理由として、コンポジットのパフォーマンス記録を変更してはならない。

0.B 会社の定義—勸奨基準

- 0.B.1 会社は、最も広範かつ意味のある会社の定義を採用すべきである。この定義では、各資産運用会社の実際の社名にかかわらず、同一の商号の下で業務を行うすべての立地(国、地域等)の事業所を含めるべきである。

0.A 方針および手続の文書化—必須基準

- 0.A.6 会社は、GIPS 基準に準拠し、かつ準拠を維持するために使用される、会社の方針および手続を文書化しておかなければならない。

0.A 準拠表明—必須基準

- 0.A.7 会社は、適用される GIPS 基準の必須事項のすべてにいったん準拠すれば、会社が GIPS 基準に準拠していることを示すために、次の準拠表明文の1つを使用しなければならない。準拠表明文は1つの段落内に収めなければならない。

現在検証を受けている会社：

[会社名挿入] は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠してこの報告書を作成、提示している。[会社名挿入] は、「期間挿入」の期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書の写しは、請求に応じて提供可能である。

過去に検証を受けていたが、現在検証を受けていない会社：

本書は、GIPS Executive Committee により 2009 年 1 月に公表されたグローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS) の 2010 年改訂公開草案 (クリーン版) を、日本における GIPS カントリー・スポンサーである (社) 日本証券アナリスト協会が日本語訳したものである。本日本語訳と原文である英語版との間に矛盾があるときは、英語版を正本とする。

¹ 2011 年 1 月 1 日より前に開始した期間については、会社の運用総資産額は、定義された会社内で運用される投資一任資産および非一任資産のすべての時価の合計に等しくなければならない。

[会社名挿入] は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠してこの報告書を作成、提示している。[会社名挿入] は、[期間挿入] の期間について独立した検証者による検証を受けていた。会社は現在独立した検証者による検証を受けていない。

本規定において、**検証報告書**が直近 24 ヶ月以内に終了した期間を対象としているときは、現在**検証**を受けているとみなされる。

検証を受けていない会社：

[会社名挿入] は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠してこの報告書を作成、提示している。[会社名挿入] は、独立した検証者による検証を受けていない。

準拠表明文に会社の検証状況の開示を含めることに賛成ですか。

直近 24 ヶ月以内に終了した期間を対象とする検証は、現在検証を受けているものと分類することに賛成ですか。

- 0.A.8 会社は、適用される GIPS の**必須基準**の一部に準拠していない場合に、「...を除いてグローバル投資パフォーマンス基準に準拠している」旨の表明もしくは、GIPS 基準への部分的準拠を示唆する可能性のある他のいかなる表明もしてはならない。
- 0.A.9 パフォーマンス提示で使用した計算方法がグローバル投資パフォーマンス基準に「従っている」、「準拠している」、または「一致している」と表明すること、もしくは類いの表明をすることは、禁止される。
- 0.A.10 単独の既存顧客の**ポートフォリオ**のパフォーマンスが「グローバル投資パフォーマンス基準に従って計算されている」と表明することは、GIPS 準拠の**会社**が個別顧客の**ポートフォリオ**のパフォーマンスを当該顧客に報告する場合を除き、禁止される。

0.A 会社の基本的責任—必須基準

- 0.A.11 会社は、すべての**見込顧客**に対して**準拠提示資料**を提供するようあらゆる合理的な努力をしなければならない。会社は、準拠パフォーマンスを提示したい対象者を選んではならない。**見込顧客**が過去 12 ヶ月以内に**準拠提示資料**を受けている場合には、会社は本**必須基準**を満たしているものとする。
- 0.A.12 会社は、**会社のコンポジット**の完全な一覧表および概略をすべての既存顧客または**見込顧客**に対して請求に応じて提供しなければならない。会社は、閉鎖した**コンポジット**を少なくとも閉鎖後 5 年間は**会社のコンポジット**一覧表に掲載しなければならない。
- 0.A.13 会社は、**会社のコンポジット**の一覧表および概略に掲載されているいずれの**コンポジット**についても、**準拠提示資料**をすべての既存顧客または**見込顧客**に対して請求に応じて提供しなければならない。
- 0.A.14 会社が他の会社と共同でマーケティングを行うときは、GIPS 基準への準拠を表明している**会社**は、自らを明確に定義して他の共同マーケティング会社と区分し、どの**会社**が準拠を表明しているかを明らかにしなければならない。
- 0.A.15 会社は、CFA 協会および GIPS Executive Committee が公表する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、および説明を含めて、適用される GIPS 基準の**必須事項**のすべてに準拠しなければならない。これらの情報は、GIPS ホームページ (www.

gipsstandards.org) および *GIPS* ハンドブックで提供される。

0.A.16 会社は、リターンの計算と報告に関して適用される、すべての法律および規制を遵守しなければならない。

0.A.17 会社は、虚偽の、または誤解を生ずるようなパフォーマンスもしくはパフォーマンス関連の情報を提示してはならない。

0.B 会社の基本的な責任—勸奨基準

0.B.2 会社は、各既存顧客に対して、年1回、当該顧客のポートフォリオが含まれているコンポジットの準拠提示資料を提供すべきである。

0.B.3 会社は、CFA 協会および GIPS Executive Committee が公表する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、および説明に含まれる勸奨事項を含めて、GIPS 基準の勸奨事項に準拠すべきである。これらの情報は、GIPS ホームページ (www.gipsstandards.org) および *GIPS* ハンドブックで提供される。

0.B.4 会社は、検証を受けるべきである。

1. 入力データ

1.A 入力データ—必須基準

1.A.1 準拠提示資料に含まれるすべての事項の根拠となるデータおよび情報は、すべて確保し、保管しなければならない。

1.A.2² 2011年1月1日以降の運用実績については、ポートフォリオは、付属資料 D の GIPS 評価原則に従って公正価値で評価しなければならない。

時価評価から公正価値評価への変更に賛成しますか。

1.A.3³ 会社は、コンポジットごとの評価方針に従ってポートフォリオを評価しなければならない。ポートフォリオは、次により評価しなければならない。

- a) 少なくとも月次で評価すること。
- b) すべての大きなキャッシュフローの発生の日ごとに評価すること。
- c) 評価方針が定める以上の頻度で評価しないこと。

1.A.4 2010年1月1日以降の運用実績については、ポートフォリオは、月末または当該月の最終営業日に評価しなければならない。

1.A.5 2005年1月1日以降の運用実績については、会社は、約定日ベース会計を採用しなければならない。

² 2011年1月1日より以前の運用実績については、ポートフォリオは、(原価または簿価ではなく) 時価評価しなければならない。

³ 2001年1月1日より以前の運用実績については、ポートフォリオは、少なくとも四半期ごとに評価しなければならない。2001年1月1日以降の運用実績については、ポートフォリオは、少なくとも月次評価しなければならない。2010年1月1日以降の運用実績については、会社は、大きな外部キャッシュフローの発生の日ごとにポートフォリオを評価しなければならない。

- 1.A.6 確定利付証券および利子を生じるその他すべての投資には、**発生主義会計**を適用しなければならない。確定利付証券の**公正価値**には経過利子を含めなければならない。
- 1.A.7 2006年1月1日以降の運用実績については、すべての**コンポジット**の年初および年末の評価日は一貫していなければならない。コンポジットが暦年以外の会計年度で報告されている場合を除き、年初および年末の評価日は、暦年末または当該暦年の最終営業日でなければならない。

1.B 入力データ—勸奨基準

- 1.B.1 **公正価値**は、適格な独立した外部の第三者から取得すべきである。
- 1.B.2 (配当落ち日現在の) 配当について**発生主義会計**を適用すべきである。
- 1.B.3 会社は、**フィー** (運用報酬) **控除後リターン**を提示するときは、**運用報酬**を発生主義で認識すべきである。
- 1.B.4 会社は、**外部キャッシュフロー**の発生の日ごとに**ポートフォリオ**を評価すべきである。

2. 計算方法

2.A 計算方法—必須基準

- 2.A.1 **トータル・リターン**を使用しなければならない。
- 2.A.2⁴ **外部キャッシュフロー**を調整した**時間加重収益率**を使用しなければならない。期間リターンは、幾何的にリンクしなければならない。**外部キャッシュフロー**は、当該**コンポジット**に関する文書化された**会社の方針**に基づき、一貫した方法で取り扱わなければならない。会社は、**コンポジット**中の**ポートフォリオ**をパフォーマンス計算のために再評価する日を判断するため、**大きなキャッシュフロー**を**コンポジット**ごとに定義しておかななければならない。
- 2.A.3 **コンポジット・リターン**は、期首時価をウエイトとして、または期首時価と**外部キャッシュフロー**の両方を反映させる方法で、個々の**ポートフォリオ・リターン**を資産額加重して計算しなければならない。
- 2.A.4 **ポートフォリオ**中の現金およびこれに相当する資産から生じるリターンは、**ポートフォリオ**の**トータル・リターン**の計算に含めなければならない。
- 2.A.5 リターンはすべて、評価期間にかかる実際の**取引費用**を控除して計算しなければならない。会社は、推定された**取引費用**を使用してはならない。
- 2.A.6⁵ 2010年1月1日以降の運用実績については、**コンポジット・リターン**は、少なくとも月次で個々の**ポートフォリオ・リターン**を資産額加重して計算しなければならない。

⁴ 2005年1月1日以降の運用実績については、**会社は、外部キャッシュフロー**を日数加重で調整した、近似の収益率を使用しなければならない。2010年1月1日以降の運用実績については、**会社は、大きな外部キャッシュフロー**の発生の日ごとに**ポートフォリオ**を評価しなければならない。

⁵ 2006年1月1日以降の運用実績については、**会社は、少なくとも四半期ごとに個々のポートフォリオ・リターン**を資産額加重して**コンポジット・リターン**を計算しなければならない。

2.A.7 バンドル・フィーから実際の直接の取引費用を分別できない場合は、次の方法によらなければならない。

- a) フィー（運用報酬）控除前リターンを計算するときは、リターンから、バンドル・フィーの全額または直接の取引費用を含むバンドル・フィーの一部を控除しなければならない。会社は、推定された取引費用を使用してはならない。
- b) フィー（運用報酬）控除後リターンを計算するときは、リターンから、バンドル・フィーの全額または直接の取引費用および運用報酬を含むバンドル・フィーの一部を控除しなければならない。会社は、推定された取引費用を使用してはならない。

2.B 計算方法—勸奨基準

2.B.1 リターンは、配当、利子収益および譲渡益にかかる還付されない源泉税を控除して計算すべきである。還付請求可能な源泉税は発生主義で認識すべきである。

3. コンポジットの構築

3.A コンポジットの構築—必須基準

3.A.1⁶ 運用実績のある投資一任ポートフォリオはすべて、少なくとも1つのコンポジットに組み入れなければならない。非一任ポートフォリオは会社のコンポジットに組み入れてはならない。

フィーを課さない投資一任ポートフォリオをコンポジットに含めることを必須とすることに賛成しますか。

3.A.2 コンポジットは、類似した投資目的や投資戦略に従って定義しなければならない。コンポジットは、当該コンポジットの定義に合致するポートフォリオのすべてを組み入れなければならない。完全なコンポジットの定義は、請求に応じて提供可能としなければならない。

3.A.3 新規ポートフォリオは、ポートフォリオの運用開始後適時に一貫性のある方法でコンポジットに組み入れなければならない。

3.A.4 運用契約が終了したポートフォリオは、そのポートフォリオが運用されていた最後のパフォーマンス測定期間（期中で終了したときは当該期間の直前の期間）まで、適切なコンポジットの過去のリターン記録に含めなければならない。

3.A.5 ポートフォリオのコンポジット間の移管は、顧客ガイドラインの変更の記録、またはコンポジットの再定義により移管が適切であると認められない限り、行ってはならない。ポートフォリオの過去のリターン記録は、適切なコンポジットに残さなければならない。

3.A.6⁷ 2010年1月1日以降の運用実績については、カーブアウトが実際にキャッシュバランスを有して個別管理されていない限り、カーブアウトをコンポジットに含めてはならない。

3.A.7 コンポジットには、定義された会社が運用する資産のみを組み入れなければならない。会社は、シミュレーションポートフォリオまたはモデルポートフォリオのパフォーマンスを運用実績のあるポートフォリオのパフォーマンスとリンクしてはならない。

⁶ 2011年1月1日より前に開始した期間については、運用実績のあるフィー（運用報酬）を課す投資一任ポートフォリオはすべて、少なくとも1つのコンポジットに組み入れなければならない。

⁷ 2010年1月1日より前に開始した期間については、カーブアウトがコンポジットに含まれている場合には、現金は適時に一貫性のある方法でカーブアウトに配分されていないなければならない。

- 3.A.8 会社があるコンポジットに組み入れるポートフォリオの最低資産額を定めているときは、会社は、最低資産額を下回るポートフォリオを当該コンポジットに組み入れてはならない。コンポジットに関する最低資産額の変更は、遡及適用してはならない。
- 3.A.9 会社は、資産額がコンポジットの最低資産額未満であるポートフォリオしか持たないとされる見込顧客に対して、当該コンポジットを提示してはならない。

3.A.9 を勧奨基準から必須基準に変更することに賛成しますか。

- 3.A.10 重大なキャッシュフローが発生した場合に、当該ポートフォリオをコンポジットから除外したい会社は、「重大な」についてコンポジットごとに事前に定義し、コンポジットごとの重大なキャッシュフローの方針に一貫して従わなければならない。

3.B コンポジットの構築—勧奨基準

- 3.B.1 重大な外部キャッシュフローの影響を除くため、会社は、一時的新規口座を使用すべきである。

4. ディスクロージャー（開示）

4.A ディスクロージャー（開示）—必須基準

会社は、予め定義された期間の経過後に、ある一定の開示をはずすことが許容されるべきですか。その場合に、どのような開示事項について、どの程度の期間経過後に除外することが適切であると考えますか。

- 4.A.1 会社は、会社の運用総資産額および基準の準拠主体を確定するために使用した「会社」の定義を開示しなければならない。
- 4.A.2 会社は、会社の全コンポジットの完全な一覧表とその概略が提供可能であることを開示しなければならない。
- 4.A.3 会社は、コンポジットに組み入れるポートフォリオの最低資産額を定めているときは当該額を開示しなければならない。また、会社は、最低資産額を変更するときはその旨を開示しなければならない。
- 4.A.4 会社は、パフォーマンス表示で使用した通貨を開示しなければならない。
- 4.A.5 会社は、レバレッジ、デリバティブ、またはショートポジションの存在、使用、および程度について、それらが重要である場合には、当該金融商品の使用頻度、特徴等、リスクを十分に説明するための内容を含めて、開示しなければならない。

基準 4.A.5 にショートポジションを含めることに賛成しますか。

- 4.A.6 会社は、リターンがフィー（運用報酬）控除前またはフィー（運用報酬）控除後のどちらで表示されているか明記しなければならない。
- 4.A.7 会社は、配当、利子収益および譲渡益にかかる源泉税の取扱いの詳細が重要であるときは、それらについて開示しなければならない。会社は、ベンチマークリターンが源泉税控除後であるときは、その旨を開示しなければならない。

- 4.A.8 会社は、コンポジット内のポートフォリオ間およびコンポジットとベンチマークとの間で使用為替レートまたは評価の情報源に重要な差異が存在するときは、その旨を開示して説明しなければならない。
- 4.A.9 準拠提示資料が GIPS 基準の必須事項とは異なる法律および規制に従っているときは、会社は、その旨、および GIPS 基準が当該法律および規制に抵触する内容を開示しなければならない。
- 4.A.10 2000 年 1 月 1 日より以前の運用実績について GIPS 基準に準拠していないパフォーマンスが提示されているときは、会社は、非準拠の評価期間を開示しなければならない。
- 4.A.11 2010 年 1 月 1 日より以前に開始した期間の運用実績については、カーブアウトがコンポジットに含まれているときは、会社はカーブアウトに対する現金配分方針を開示しなければならない。
- 4.A.12 会社は、当該準拠提示資料に適用されるフィー一覧表（報酬率表）を開示しなければならない。
- 4.A.13 コンポジットにバンドル・フィーが適用されるポートフォリオを組み入れているときは、会社は、バンドル・フィー・ポートフォリオの資産が当該コンポジット資産額のうちに占める割合を各年度について開示しなければならない。
- 4.A.14 コンポジットにバンドル・フィーが適用されるポートフォリオを組み入れているときは、会社は、バンドル・フィーに含まれるフィーの種類を開示しなければならない。
- 4.A.15 フィー（運用報酬）控除前リターンの開示において、直接の取引費用に加えてその他のフィーを控除しているときは、会社はその旨を開示しなければならない。
- 4.A.16 フィー（運用報酬）控除後リターンを開示するときは、会社は次の事項を開示しなければならない。
- a) 運用報酬および直接の取引費用に加えてその他のフィーを控除しているときはその旨。
 - b) モデルの運用報酬または実際の運用報酬のいずれが使用されているか。
 - c) リターンがパフォーマンス・フィー控除後であるときはその旨
- 4.A.17 会社は、ポートフォリオ評価、リターンの計算と報告、および準拠提示資料の作成に関する方針についての情報が請求に応じて提供可能であることを開示しなければならない。
- 4.A.18 2006 年 1 月 1 日以降の運用実績については、会社は、サブアドバイザーの使用およびその使用期間を開示しなければならない。
- 4.A.19 会社は、見込顧客がパフォーマンス記録を解釈するうえで有用な重大な事項をすべて開示しなければならない。
- 4.A.20 会社は、見込顧客がリスクを含むコンポジット戦略の主要な特徴について理解できるよう、十分な情報を含んだコンポジットの概略を開示しなければならない。

コンポジットの概略において、主要な特徴およびリスクを開示することを必須化することに賛成しますか。

- 4.A.21 会社は、会社を再定義するときは、再定義の日付、内容（nature）、および理由を開示しなければならない。

- 4.A.22 会社は、コンポジットを再定義したときは、当該変更の日付、内容 (nature)、および理由を開示しなければならない。コンポジットの定義への変更は、遡及適用してはならない。
- 4.A.23 会社は、コンポジット名を変更するときは、当該変更を開示しなければならない。
- 4.A.24 会社は、コンポジット構築日を開示しなければならない。
- 4.A.25 会社は、2010年1月1日より以前の運用実績について、月末または当該月の最終営業日ベースでポートフォリオ評価を行っていない場合には、その旨を開示しなければならない。
- 4.A.26 会社は、どの散らばりの測度を提示しているか開示しなければならない。
- 4.A.27 会社は、特定のコンポジットについて重大なキャッシュフローに関する方針を採用しているときは、当該コンポジットについて重大なキャッシュフローをどのように定義しているか、また、その適用期間を開示しなければならない。
- 4.A.28 会社は、重要なエラーの訂正により準拠提示資料に変更があるときは、少なくとも12ヶ月間、当該変更を開示しなければならない。
- 4.A.29 会社は、コンポジットとベンチマークについて、3年間の年率換算した事後的な標準偏差 (少なくとも月間変動幅を使用) を直近の年度について開示しなければならない。事後的な標準偏差を計算するときは、観測期間は、コンポジットとベンチマークで同一でなければならない。

標準偏差を開示事項に含めることに賛成ですか。

4.B ディスクロージャー (開示) — 勸奨基準

- 4.B.1 親会社が個別に定義された会社を複数含むときは、親会社内の各会社は、親会社に含まれる他の会社の一覧表を開示すべきである。
- 4.B.2 会社は、投資評価に使用した主要な仮定条件を開示すべきである。
- 4.B.3 会社は、ベンチマークの概略およびベンチマークとコンポジット戦略間の重要な差異を開示すべきである。

5. 提示および報告

5.A 提示および報告—必須基準

- 5.A.1 次に掲げる事項を各準拠提示資料に含めなければならない。
- a) 少なくとも5年間 (または、会社またはコンポジットの存続期間が5年未満のときは会社またはコンポジット開始以降) の GIPS 基準の必須事項に準拠した年間パフォーマンス記録。5年間の年間パフォーマンスを提示した後、会社は少なくとも10年間に達するまで年間パフォーマンスを毎年継続して追加提示しなければならない。(例えば、少なくとも5年間の準拠パフォーマンス記録を提示した会社は、以後、毎年、年間パフォーマンスを追加しなければならないが、これにより、準拠表明開始の5年後には少なくとも10年分のパフォーマンス記録を提示することとなる。)

- b) 提示対象全期間の年ごとのリターン。コンポジット開始日が2011年1月1日以降であるコンポジットについては、当初期間が1年に満たないときは、会社は、コンポジットの開始から当初年度末までのリターンを提示しなければならない。
 - c) 各年度末における各コンポジットのポートフォリオ数および資産額、ならびに各コンポジット資産額が会社の運用総資産額に占める割合もしくは会社の運用総資産額。コンポジットのポートフォリオ数が5以下の場合、ポートフォリオ数の報告は必須ではない。
 - d) 各年度について、ポートフォリオ・リターンの散らばりの測度。その1年間を通してコンポジットに組み入れられていたポートフォリオの数が5以下の場合、散らばりの測度の報告は必須ではない。
- 5.A.2 非準拠パフォーマンスの開示に関する必須事項を満たし、かつ2000年1月1日以降の運用実績については準拠リターンのみを提示する場合に限り、会社は、GIPSに非準拠のリターンを準拠記録にリンクしてもよい。
- 5.A.3 ポートフォリオおよびコンポジットの1年未満のリターンは、年率換算してはならない。
- 5.A.4 a) コンポジット・ベースで次のすべてに該当するときは、旧会社のパフォーマンス記録は、新会社のパフォーマンス記録にリンクし、または新会社のパフォーマンス記録として使用しなければならない。
- i) 実質的に投資意思決定者のすべて（例えば、リサーチ部門、ポートフォリオ・マネジャー、およびその他の関連スタッフ）が、新会社に雇用されていること。
 - ii) 投資意思決定プロセスが、新会社において実質的にそのまま維持されており、かつ、独立性を保っていること。
 - iii) 新会社が、報告されるパフォーマンスの根拠となる記録を保持していること。
- b) 新会社は、旧会社または組織(past firm or affiliation)のパフォーマンス記録が新会社としての記録にリンクされている旨を開示しなければならない。
- c) 会社は、他の会社または組織(firm or affiliation)を買収したときは、1年以内に非準拠の資産のすべてを本基準に準拠させなければならない。
- 5.A.5 2006年1月1日以降、2011年1月1日より以前の運用実績について、コンポジットがカーブアウトを含むときは、当該コンポジット資産に占めるカーブアウトの割合を準拠提示資料に記載しなければならない。

2011年1月1日以降の期間について、5.A.5の開示を廃止することは適切ですか。

- 5.A.6 コンポジットの投資戦略または投資マニフェストを反映したベンチマークのトータル・リターンを、各期について提示しなければならない。
- a) 会社は、コンポジットに適切なベンチマークが存在しないと判断した場合は、ベンチマークが提示されない理由を開示しなければならない。
 - b) 会社は、ベンチマークを変更した場合は、当該変更の日付、内容(nature)、および理由を開示しなければならない。

- c) 会社は、カスタム・ベンチマークあるいは複数のベンチマークから合成したベンチマークを使用している場合は、ベンチマークの組成およびリバランスのプロセスを開示しなければならない。
- 5.A.7 フィー（運用報酬）を課さないポートフォリオをコンポジットに組み入れているときは、会社は、各年度末における当該ポートフォリオがコンポジット資産のうちに占める割合を提示しなければならない。
- 5.A.8 2011年1月1日以降の運用実績については、会社は、コンポジットに自己勘定資産が含まれる場合には、各年度末において、コンポジット資産に占める自己勘定資産の割合を提示しなければならない。

コンポジット資産に占める自己勘定資産の割合を提示することを必須とすることに賛成しますか。

5.B 提示および報告—勸奨基準

- 5.B.1 会社は、フィー（運用報酬）控除前リターンを提示すべきである。
- 5.B.2 会社は、次に掲げる事項を提示すべきである。
- a) コンポジットおよびベンチマークのすべての期間にかかる累積リターン
 - b) 各コンポジットの等加重平均リターンおよびリターンの中央値
 - c) 四半期または月次のリターン
 - d) 12ヶ月を超える期間について、コンポジットおよびベンチマークの年率換算リターン
- 5.B.3 会社は、コンポジット・レベルでの追加的な関連するリスク測度を提示すべきである。
- 5.B.4 基準で必須とされる少なくとも5年間の準拠パフォーマンス記録を提示した後、会社は、それ以外の期間についてパフォーマンス記録があるときは、当該記録についても GIPS 基準に準拠すべきである。
- 5.B.5 会社は、準拠提示資料において 10 年間を超える期間の年間パフォーマンスを提示すべきである。
- 5.B.6 会社は、準拠提示資料を四半期ごとに更新すべきである。
- 5.B.7 会社は、コンポジットとベンチマークについて、3年間の年率換算した事後的な標準偏差（少なくとも月間変動幅を使用）とそれに対応する3年間の年率換算したトータル・リターンを各年度について開示すべきである。事後的な標準偏差を計算するときは、観測期間は、コンポジットとベンチマークで同一でなければならない。

6. 不動産

以下の**不動産**基準は、特に注記しない限り、第II章第0節から第5節に規定するGIPS基準の**必須事項**および**勸奨事項**のすべてを補完するものである。

不動産基準は、2005年に初めてGIPS基準に導入され、2006年1月1日に発効した。**準拠提示資料**が、2005年12月31日より後の**不動産**のパフォーマンス実績を含む場合には、GIPS基準2005年版の**不動産の必須基準**をすべて満たすことが**必須**とされた。以下の**不動産**基準は、2011年1月1日に発効する。特に注記しない限り、**準拠提示資料**が、2010年12月31日より後の**不動産**のパフォーマンス実績を含む場合には、以下の**不動産の必須基準**のすべてを満たすことが**必須**であり、**勸奨**基準のすべてに従うべきである。

ポートフォリオが**不動産**および**不動産**ではないその他の投資の両方を含むときは、当該ポートフォリオ投資の公正価値の過半が**不動産**である場合には、本**必須**基準および**勸奨**基準を適用しなければならない。

不動産とはされず、したがって会社が第II章第0節から第5節に従わなければならない投資の種類には、次のものが含まれる。

- 公開会社が発行する上場証券を含む、公に取引される**不動産**証券
- 商業用**不動産**担保証券 (CMBS)
- 商業用および居住用**不動産**ローンを含む私募型**債務**投資であって、期待リターンが契約金利のみに連動し、原資産となる**不動産**の経済的なパフォーマンスには関連しないもの

6.A 不動産 入力データ—必須基準 (1.A.3.a、1.A.3.b、1.A.4 は適用されない)

6.A.1¹ **不動産**投資は、付属資料DのGIPS評価原則に従って少なくとも四半期ごとに公正価値で評価しなければならない。

6.A.2 **不動産**投資は、独立した外部の、**専門職**として認定、公認、または免許された**商業用資産**を評価する資格のある**評価人**または**鑑定人**により、少なくとも36ヶ月ごとに評価しなければならない。2012年1月1日以降の運用実績については、**不動産**投資は、独立した外部の、**専門職**として認定、公認、または免許された**商業用資産**を評価する資格のある**評価人**または**鑑定人**により、少なくとも12ヶ月ごとに評価しなければならない。**専門職**として認定、または適切に認可された**評価人**または**鑑定人**が存在せず、他国からのそのような**評価人**または**鑑定人**も一般に業務を行っていない市場においては、**会社**が、適格な独立した**評価人**または**鑑定人**のみを使用するよう必要な措置を講じなければならない。

不動産投資が、2012年1月1日以降、独立した外部の**鑑定人**により、少なくとも12ヶ月ごとに評価されなければならないことに賛成しますか。

6.A.3 2010年1月1日以降の運用実績については、**会社**は、四半期末または当該四半期の最終営業日に**ポートフォリオ**を評価しなければならない。

6.B 不動産 入力データ—勸奨基準 (1.B.1、1.B.4 は適用されない)

6.B.1 2012年1月1日より以前に開始する期間の運用実績についても、**不動産**投資は、独立した外部の、**専門職**として認定、公認、または免許された**商業用資産**を評価する資格のある**評価人**または**鑑定人**により、少なくとも12ヶ月ごとに評価すべきである。

¹ 2008年1月1日より以前の運用実績については、**不動産**投資は、少なくとも12ヶ月ごとに**市場価値**で評価しなければならない。

6.A 不動産 計算方法—必須基準 (2.A.6 は適用されない)

- 6.A.4 インカム・リターンおよびキャピタル・リターン（構成リターン）は、幾何的にリンクした時間加重収益率を使用して個別に計算しなければならない。
- 6.A.5 時間加重されたコンポジットのリターンおよび構成リターンは、個々のポートフォリオ・リターンを資産額加重して、少なくとも四半期ごとに計算しなければならない。

次の基準は、クローズドエンド型不動産ファンドに適用される追加的な必須基準である。

用語集に定義されるクローズドエンド型不動産ファンドに適用される追加的な必須基準および勧奨基準に賛成しますか。

- 6.A.6² 年率換算した設定来内部収益率（since-inception INTERNAL RATE OF RETURN, SI-IRR）は、コンポジットの期末の最終価値を使用して計算しなければならない。2011年1月1日以降の運用実績については、SI-IRR は、日次キャッシュフローを使用して計算しなければならない。

6.B 不動産 計算方法—勧奨基準

次の基準は、クローズドエンド型不動産ファンドに適用される追加的な勧奨基準である。

- 6.B.2 2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績についても、年率換算した SI-IRR は、日次キャッシュフローを使用して計算すべきである。

6.A 不動産 コンポジットの構築—必須基準

次の基準は、クローズドエンド型不動産ファンドに適用される追加的な必須基準である。

- 6.A.7 各コンポジットは、投資戦略および組成年により定義されなければならない。これらの分類は、コンポジットの存続期間を通じて一貫していなければならない。

6.A 不動産 ディスクロージャー（開示）—必須基準 (4.A.10、4.A.25、4.A.29 は適用されない)

- 6.A.8 不動産コンポジットの準拠提示資料において、次の事項を開示しなければならない。
- a. 会社の投資一任の概略
 - b. 評価方法（例えば、DCF 法、直接還元法、取引事例比較法、レバレッジを使用した不動産の価値決定における債務の評価）および評価方法の重要な変更
 - c. 2012年1月1日以降の運用実績については、会社は、次の事項における重要な差異の影響について説明し、開示しなければならない。
 - i. パフォーマンス報告に使用された評価と財務報告に使用された評価
 - ii. 外部評価とパフォーマンス報告で使用された評価
 - d. 年間リターンの散らばりの測度として、コンポジット内の個々のポートフォリオの時間加重収益率の最高値と最低値

² SI-IRR を計算するときは、2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績については、少なくとも四半期ベースのキャッシュフローを使用して計算しなければならない。

- e. コンポジット資産の公正価値総額に占める外部評価を使用して評価されたコンポジット資産の公正価値総額の割合
- f. 2012年1月1日より以前に開始する期間の運用実績については、外部評価人または鑑定人による不動産投資の評価の頻度

6.A.9 会社は、次の該当する事項を開示しなければならない。

- a. 構成リターンが、幾何リンクした時間加重収益率を使用して個別に計算されており、インカム・リターンとキャピタル・リターンの合計が相互作用（複利計算）の影響によりトータル・リターンと等しくならない可能性があること。
- b. 構成リターンが、インカム・リターンとキャピタル・リターンの合計がトータル・リターンに等しくなるように調整されていること（この方法は2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績に限り使用することができる）。

6.A.10 2006年1月1日より以前の運用実績について提示された時間加重収益率がGIPS基準に準拠していない場合は、会社は、非準拠の期間を開示しなければならない。

次の基準は、クローズドエンド型不動産ファンドに適用される追加的な必須基準である。

6.A.11 会社は、GIPS非準拠の年率換算したSI-IRRを提示するときは、非準拠の期間を開示しなければならず、かつ、非準拠パフォーマンスの開示に関する必須事項を満たさなければならない。

6.A.12 会社は、2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績について、日次キャッシュフローを使用していない場合には、SI-IRRの計算において使用したキャッシュフローの期間を開示しなければならない。

6.A.13 会社は、コンポジットの組成年および組成年がどのように定義されているかについて開示しなければならない。

6.A.14 会社は、閉鎖したコンポジットのすべてについて、最終実現（流動化）日を開示しなければならない。

6.B 不動産 ディスクロージャー（開示）—勸奨基準

6.B.3 会社は、コンポジット中のポートフォリオに適用されている会計基準（例えば、U.S. GAAP、IFRS またはその他の会計基準）を開示すべきである。

6.A 不動産 提示および報告—必須基準（5.A.2は適用されない）

6.A.15 会社は、トータル・リターンに加えて、構成リターンを提示しなければならない。

構成リターンが開示されなければならないこと、および2011年1月1日以降の運用実績については基準6.A.9.bの方法が許容されなくなることに賛成しますか。

6.A.16 会社は、非準拠パフォーマンスの開示に関する必須事項を満たし、2006年1月1日以降の運用実績については準拠リターンのみが提示される場合に限り、GIPS非準拠の時間加重収益率を準拠記録にリンクすることができる。

次の基準は、クローズドエンド型不動産ファンドに適用される追加的な必須基準である。

6.A.17 会社は、コンポジット開始以降の各年について、フィー控除後の年率換算したコンポジットのSI-IRRを提示しなければならない。また、会社は、少なくとも5年間（または、会社またはコンポジットの存続期間が5年未満のときは会社またはコンポジット開始

以降)のGIPS基準の必須事項に準拠したパフォーマンス記録を提示しなければならない。当初期間が1年に満たないときは、会社は、コンボジットの開始から当初年末までの、フィー控除後の年率換算したSI-IRRを提示しなければならない。

6.A.18 フィー控除前の年率換算したSI-IRRを提示する場合は、会社は、コンボジット開始以降の各年について、フィー控除前の年率換算したコンボジットのSI-IRRを提示しなければならない。また、会社は、少なくとも5年間(または、会社またはコンボジットの存続期間が5年未満のときは会社またはコンボジット開始以降)のGIPS基準の必須事項に準拠したパフォーマンス記録を提示しなければならない。当初期間が1年に満たないときは、会社は、コンボジットの開始から当初年末までの、フィー控除前の年率換算したSI-IRRを提示しなければならない。

6.A.19 会社は、各期末現在の次の事項を提示しなければならない。

- a. コンボジット開始以降の出資約束金総額
- b. コンボジット開始以降の払込出資金総額(累積ドローダウン)
- c. コンボジット開始以降の累積投資金総額
- d. コンボジット開始以降の累積分配金

6.A.20 会社は、各期末現在の次の事項を提示しなければならない。

- a. 評価総額/払込出資金倍率(投資倍率またはTVPI)
- b. 累積分配金/払込出資金倍率(実現倍率またはDPI)
- c. 払込出資金/出資約束金倍率(PIC倍率)
- d. 残余価値/払込出資金倍率(RVPI)

6.B 不動産 提示および報告—勸奨基準(5.B.1、5.B.7は適用されない)

6.B.4 会社は、フィー控除前トータル・リターンおよびフィー控除後トータル・リターンを提示すべきである。

6.B.5 提供可能なときは、適切な不動産ベンチマークの構成リターンを提示すべきである。

次の基準は、クローズドエンド型不動産ファンドに適用される追加的な勸奨基準である。

6.B.6 会社は、コンボジット開始以降の各年について、フィー控除前の年率換算したSI-IRRを提示すべきである。

7. プライベート・エクイティ

以下のプライベート・エクイティ基準は、特に注記しない限り、第II章第0節から第5節に規定するGIPS基準の**必須事項**および**勸奨事項**のすべてを補完するものである。

プライベート・エクイティ基準は、2005年に初めてGIPS基準に導入され、2006年1月1日に発効した。準拠提示資料が、2005年12月31日より後のプライベート・エクイティのパフォーマンス実績を含む場合には、GIPS基準2005年版のプライベート・エクイティの**必須基準**をすべて満たすことが**必須**とされた。以下のプライベート・エクイティ基準は、2011年1月1日に発効する。特に注記しない限り、準拠提示資料が、2010年12月31日より後のプライベート・エクイティのパフォーマンス実績を含む場合には、以下のプライベート・エクイティの**必須基準**のすべてを満たすことが**必須**であり、**勸奨基準**のすべてに従うべきである。

以下は、プライベート・エクイティのオープンエンド型ファンドおよびエバーグリーン・ファンド（これらはGIPS第II章第0節から第5節の基準に従わなければならない）およびクローズドエンド型不動産ファンド（これらは第II章第6節に従わなければならない）を除く、プライベート・エクイティ投資のパフォーマンス計算および提示に適用される基準を定めたものである。

7.A プライベート・エクイティ 入力データ—必須基準（1.A.3、1.A.4は適用されない）

7.A.1¹ 2011年1月1日以降の運用実績については、プライベート・エクイティ投資は、付属資料DのGIPS評価原則に従って少なくとも年次ベースで**公正価値**で評価しなければならない。

7.A.2 2010年1月1日以降の運用実績については、**会社**は、暦年末または当該暦年の最終営業日にポートフォリオを評価しなければならない。

7.B プライベート・エクイティ 入力データ—勸奨基準（1.B.4は適用されない）

7.B.1 プライベート・エクイティ投資は、付属資料DのGIPS評価原則に従って四半期ごとに**公正価値**で評価すべきである。

7.A プライベート・エクイティ 計算方法—必須基準（2.A.2、2.A.3、2.A.6は適用されない）

7.A.3 **会社**は、年率換算した設定来**内部収益率**（since-inception INTERNAL RATE OF RETURN, SI-IRR）を計算しなければならない。

7.A.4² 2011年1月1日以降の運用実績については、年率換算したSI-IRRは、日次キャッシュフローおよび**コンポジット**の期末の最終価値を使用して計算しなければならない。株式の**分配**は、キャッシュフローとして含めなければならない、かつ、**分配時点**の評価を用いなければならない。

7.A.5 **フィー**控除後リターンは、実際の**運用報酬**（**成功報酬**を含む）および**取引費用**控除後で計算しなければならない。

7.A.6 リターンはすべて、投資先の**パートナーシップ**または**ファンド**のすべての**フィー**および

¹ 2011年1月1日より以前の運用実績については、プライベート・エクイティ投資は、GIPSプライベート・エクイティ評価原則に従って評価しなければならない。GIPSプライベート・エクイティ評価原則は、GIPSホームページ（www.gipsstandards.org）に掲載するGIPS基準2005年版の付属資料Dで見ることができる。

² 2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績については、SI-IRRを計算するときは、日次または月次のキャッシュフローを使用して計算しなければならない。

成功報酬控除後で計算しなければならず、また、フィー控除後リターンは、さらに、実際の運用報酬、費用、成功報酬を控除しなければならない。

7.B プライベート・エクイティ 計算方法—勸奨基準

7.B.2 2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績についても、年率換算したSI-IRRは、日次キャッシュフローを使用して計算すべきである。

7.A プライベート・エクイティ コンポジットの構築—必須基準 (3.A.10は適用されない)

7.A.7 プライベート・エクイティ投資はすべて、ファンズ・オブ・ファンズを除き、投資戦略および組成年により定義されたコンポジットに組み入れなければならない。これらの分類は、コンポジットの存続期間を通じて一貫していなければならない。

7.A.8 パートナシップ/ファンドの投資戦略および直接投資戦略は、別個のコンポジットに組み入れなければならない。

7.A.9 ファンズ・オブ・ファンズは、投資一任である場合はすべて、投資戦略および組成年により定義された少なくとも1つのコンポジットに組み入れなければならない。

7.B プライベート・エクイティ コンポジットの構築—勸奨基準 (3.B.1は適用されない)

7.A プライベート・エクイティ ディスクロージャー (開示)—必須基準 (4.A.10、4.A.25、4.A.26、4.A.27、4.A.29は適用されない)

7.A.10 会社は、コンポジットの組成年および組成年がどのように定義されているかについて開示しなければならない。

7.A.11 会社は、流動化したコンポジットのすべてについて、最終流動化日を開示しなければならない。

7.A.12 会社は、直近期間について、コンポジットの未実現損益を開示しなければならない。

7.A.13 会社は、プライベート・エクイティ投資の評価のために使用した評価方法を開示しなければならない。評価方法に重要な変更がある場合は、当該変更を開示しなければならない。

7.A.14 準拠提示資料が、GIPS 評価原則に加えて何らかの評価ガイドラインに従っている場合は、会社は、どのガイドラインを使用したか開示しなければならない。

7.A.15 会社は、使用したベンチマーク計算方法を開示しなければならない。会社は、コンポジットのPME (PUBLIC MARKET EQUIVALENT) をベンチマークとして提示する場合は、使用したインデックスを開示しなければならない。

7.A.16 2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績について、公正価値以外の評価基準を使用している場合は、会社は、その旨を開示しなければならない。

7.A.17 会社は、期末にパフォーマンス報告で使用した評価と財務報告で使用した評価との間の重要な差異の影響について説明し、開示しなければならない。

7.A.18 会社は、2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績について日次キャッシュフローを使用していない場合は、SI-IRR の計算で使用したキャッシュフローの頻度を開示しなければならない。

7.A.19 会社は、非準拠期間がある場合は当該期間を開示しなければならず、非準拠パフォーマンスの開示に関する必須事項を満たさなければならない。

7.A プライベート・エクイティ 提示および報告—必須基準 (5.A.1.a、5.A.1.b、5.A.1.d、5.A.2 は適用されない)

7.A.20 会社は、コンポジット開始以降の各年度について、フィー控除後およびフィー控除前の双方の、年率換算したコンポジットの SI-IRR を提示しなければならない。また、会社は、少なくとも5年間（または、会社またはコンポジットの存続期間が5年未満のときは会社またはコンポジット開始以降）の GIPS 基準の必須事項に準拠したパフォーマンス記録を提示しなければならない。当初期間が1年に満たないときは、会社は、コンポジットの開始から当初年末までの、フィー控除後およびフィー控除前の年率換算した SI-IRR を提示しなければならない。

7.A.21 2011年1月1日以降の運用実績については、ファンズ・オブ・ファンズは、当該コンポジットが投資戦略によってのみ定義される場合には、会社は、構成するファンドの直近年末現在のフィー控除前および／またはフィー控除後の年率換算した SI-IRR についても、組成年別に提示しなければならない。

7.A.22³ 会社は、各期末現在の次の事項を提示しなければならない。

- a. コンポジット開始以降の払込出資金総額（累積ドローダウン）
- b. コンポジット開始以降の分配金

7.A.23 2011年1月1日以降の運用実績については、会社は、各期末現在の次の事項を提示しなければならない。

- a. コンポジット開始以降の出資約束金総額
- b. コンポジット開始以降の実現総額

7.A.24 会社は、各期末現在の次の事項を提示しなければならない。

- a. 評価総額／払込出資金倍率（投資倍率または TVPI）
- b. 累積分配金／払込出資金倍率（実現倍率または DPI）
- c. 払込出資金／出資約束金倍率（PIC 倍率）
- d. 残余価値／払込出資金倍率（RVPI）

7.A.25⁴ ベンチマークの年率換算した SI-IRR 計算のために使用する期間は、コンポジットの組成年と同じでなければならない。また、コンポジットが代表する投資戦略を反映していなければならない。

7.B プライベート・エクイティ 提示および報告—勸奨基準 (5.B.1、5.B.7 は適用されない)

7.B.3 ファンド・オブ・ファンズのコンポジットが、組成年によってのみ定義される場合は、会社は、構成するファンドの直近年末現在のフィー控除前および／またはフィー控除後の年率換算した SI-IRR についても、投資戦略別に提示すべきである

³ 2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績については、会社は、各期について当期末現在の投資金総額を提示しなければならない。

⁴ 2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績については、ベンチマークを提示しないときは、パフォーマンス提示において、その理由を開示しなければならない。

8. ラップフィー/セパレトリー・マネージド・アカウント(SMA)

以下は、ラップフィー/SMAの見込スポンサーまたは見込顧客(「ラップフィー/SMA見込顧客」)およびラップフィー/SMAの既存スポンサーまたは既存顧客に対して、パフォーマンスを提示するときに、ラップフィー/SMA資産のパフォーマンス計算および提示に適用される基準である。特に注記しない限り、以下のラップフィー/SMA基準は、第II章第0節から第5節に規定するGIPS基準の必須事項および勸奨事項のすべてを補完するものである。ただし、ラップフィー/SMAの必須基準は、GIPS基準4.A.10および5.A.2に優先する。

本基準は、ラップフィー/SMAポートフォリオを運用する会社にも適用される。ラップフィー/SMAの構造にはさまざまなタイプがあるが、本基準は、バンドル・フィーが適用され、かつ会社と投資サービスのエンド・ユーザーとの間にラップフィー/SMAスポンサーが介在しているラップフィー/SMAポートフォリオのすべてに適用される。本基準は、その他のタイプのバンドル・フィー・ポートフォリオとして定義されるポートフォリオを運用する会社には適用されない。本基準は、ラップフィー/SMAスポンサーに対してモデルポートフォリオを提供しているものの、個々のラップフィー/SMAポートフォリオについて投資一任権を有していない会社にも適用されない。同様に、マルチプル戦略ポートフォリオないし同様のプログラムにおける会社またはオーバーレイ・マネージャーは、投資一任権を有していない場合には、そのようなポートフォリオへの本基準の適用を除外される。

ラップフィー/SMAの準拠提示資料が、2006年1月1日以降のパフォーマンス実績を含む場合には、以下のラップフィー/SMAの必須基準を満たすことが必須とされる。

8.A. ラップフィー/SMA コンポジットの構築—必須基準

8.A.1 会社は、会社が確立したポートフォリオ組み入れ方針に従って、実際のラップフィー/SMAポートフォリオのパフォーマンス記録を適切なコンポジットに組み入れなければならない。いったん(実際のラップフィー/SMAポートフォリオを含む)コンポジットが確立されれば、これらのコンポジットはラップフィー/SMA見込顧客に対する会社の準拠提示資料において使用されなければならない。

8.A. ラップフィー/SMA ディスクロージャー(開示)—必須基準(4.A.10は適用されない)

8.A.2 実際のラップフィー/SMAポートフォリオがコンポジットに組み入れられるより前の期間のパフォーマンス提示からなるラップフィー/SMAの準拠提示資料では、会社は、コンポジットが実際のラップフィー/SMAポートフォリオを含まない旨(すなわち、当該コンポジットのポートフォリオないし資産は、ラップフィー/SMAポートフォリオが0%であること、もしくはラップフィー/SMAポートフォリオではないこと)を各期について開示しなければならない。

8.A.3 2006年1月1日より以前に開始する期間の運用実績について、GIPS基準に準拠していない場合には、会社は、非準拠期間を開示しなければならない。

8.A. ラップフィー/SMA 提示および報告—必須基準(5.A.2は適用されない)

8.A.4 会社がラップフィー/SMA見込顧客にパフォーマンスを提示するときは、ラップフィー/SMAのスポンサーにかかわらず類似の投資目的や戦略によって運用される、適切な実際のラップフィー/SMAポートフォリオが存在する場合には、それらのパフォーマンスをすべて組み入れたコンポジット(結果として「スタイルにより定義されたコンポジット」となる)を提示しなければならない。

8.A.5 会社がラップフィー/SMA見込顧客にパフォーマンスを提示するときは、パフォーマンスは、ラップフィー全体を控除して提示しなければならない。

- 8.A.6 会社が、既存のラップフィー/SMA スポンサーに対して、当該スポンサーのラップフィー/SMA ポートフォリオのみを含むコンボジット（「特定スポンサーのコンボジット」）のパフォーマンスを提示するときは、会社は、次の事項を開示しなければならない。
- 当該特定スポンサーのコンボジットに代表されるラップフィー/SMA スポンサーの名前。
 - 特定スポンサーのコンボジットの**準拠提示資料**が、ラップフィー/SMA 業務を開拓することを目的としており、ラップフィー全体を控除したパフォーマンスを含まない場合には、当該特定スポンサーの**準拠提示資料**、そのラップフィー/SMA スポンサー限りであること。

既存顧客へのパフォーマンス提示について規定する基準 8.A.6 を GIPS 基準に含めるのは、適切または必要ですか。

会社は、「特定スタイルのコンボジット」とは異なる「特定スポンサーのコンボジット」を提示することを許容されるべきですか。

- 8.A.7 会社は、非準拠パフォーマンスの開示に関する**必須事項**を満たし、2006年1月1日以降の運用実績については準拠リターンのみが提示される限り、GIPS 非準拠のリターンを準拠記録にリンクすることができる。

第III章 検証

検証 (VERIFICATION) は、それにより、**会社**およびその既存・見込顧客の双方にとって、**会社**の準拠表明への信頼性が高まることを意図するものである。**検証**は、また、**会社**のパフォーマンス測定業務従事者の知識および**準拠提示資料**の一貫性と質を高めるべきである。さらに、**検証**は、社内のパフォーマンス測定プロセスおよび手続を改善し、**会社**にとってマーケティング上の利点を相当高めることができる。

GIPS 基準は、**会社**が**検証**を受けることを**勧奨**する。

検証手続は、パフォーマンス提示の質、正確性および妥当性を確保すること、および**会社**が負担するコストを最小化すること、この両方を考慮して策定されたものである。

A. GIPS 検証の範囲と目的

1. **検証**は、要件を満たした独立の第三者により行われなければならない。
2. **検証**は、以下について確かめることを意図するものである。
 - a. **会社**が、**コンポジット**構築に関する GIPS 基準の**必須事項**のすべてに**会社**全体として準拠していること。
 - b. **会社**のパフォーマンス測定のプロセスと手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンス数値を計算し、提示するよう設計されていること。
3. **検証報告書**は、**会社**全体についてのみ発行されるものであり、**コンポジット**について**検証**を実施することはできない。したがって、**検証**は、特定の**コンポジット**のパフォーマンス数値について保証 (assurance) を行うものではない。
4. **検証**は、基準への準拠表明の信頼性を高めるとともに、**会社**の投資パフォーマンスの完全な開示と公正な表示という指導的原理全般を支えるものとなる。
5. **検証**を初めて実施する場合の最短期間は、**会社**が提示したパフォーマンス記録のうちの1年分(または**会社**の存続期間が1年未満の場合には**会社**開始日以降当初年度末までの期間) とすることができる。**勧奨**される**検証**対象期間は、**会社**が GIPS 基準への準拠を表明するパフォーマンス記録の全期間である。
6. **検証報告書**は、以下について意見を述べなければならない。
 - a. **会社**が、**コンポジット**構築に関する GIPS 基準の**必須事項**のすべてに**会社**全体として準拠していること。
 - b. **会社**のパフォーマンス測定のプロセスと手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンス数値を計算し、提示するよう設計されていること。

会社は、検証者から報告書を得ない限り、検証を受けた旨を表明することはできない。

7. 主たる検証者は、自らの検証意見形成の基礎の一部として、現地検証者もしくは前任者の検証結果を利用することができる。主たる検証者は、また、適格な信頼するに足る独立の第三者による監査および/または内部統制業務に依拠することを選択することができる。さらに、主たる検証者は、検証会社が行ったその他の監査および/または内部統制業務に依拠することを選択することができる。主たる検証者は、他の者の業務に依拠しようとする場合には、その決定を行うに際して、対象となった期間、テスト結果、資格、能力、客観性、および評判 (reputation) を含め、当該業務の範囲について評価しなければならない。依拠するかどうかの検討およびその結果は、主たる検証者により文書化されなければならない。主たる検証者は、他の独立の第三者が行った業務に依拠するかどうか決定する際には、専門家としての懐疑心 (professional skepticism) をもって行わなければならない。

8. サンプル口座の選定：検証者は、適格な信頼するに足る独立の第三者が行った業務に依拠する場合もしくは適切な代替的統制手続が当該検証者により実施されている場合を除き、**検証手続の実施において、少なくとも会社全体をテストの対象としなければならない**。検証者は、当該手続の実施において、サンプリング手法を使用することができる。検証者は、サンプルを選定する場合には、その判断の基準として次の事項を考慮することが**勸奨**される。

- i. 会社のコンポジット数
- ii. 各コンポジットに含まれるポートフォリオ数
- iii. コンポジットのタイプ
- iv. 運用総資産額
- v. 会社の内部統制機構（チェック・アンド・バランスの仕組み）
- vi. 検証の対象年数
- vii. コンポジットの構築および維持ならびにパフォーマンス計算に使用しているコンピューター・アプリケーションおよびソフトウェア、また、外部のパフォーマンス測定会社の利用

上記は、テスト用のサンプルを選定し評価する際に最低限考慮することが**勸奨**される基準を示したものであり、考慮すべき事項のすべてを含むものではない。例えば、資産額が大きいため、あるいはパフォーマンスが極端に良いかまたは悪いため、**コンポジット・パフォーマンスへの影響が最も大きいポートフォリオ**をサンプルに含めることは、効果的であろう。記録文書の紛失や不完全さ、また、エラーがある場合には、通常、より多くのサンプルを選定するか、または**検証手続**を追加する必要があるだろう。

9. **検証**を行った結果、**会社**が GIPS 基準に準拠していない、または**会社**の保持する記録では**検証**を完全に行うことはできない、と検証者が判断した場合には、検証者は、**検証報告書**を発行することができない理由を記載した書面を**会社**に提出しなければならない。検証者は、**会社**が GIPS 基準に準拠していないこと、または**会社**の記録では**検証**を完全に行うことができないことを知っているときは、**検証報告書**を発行してはならない。
10. GIPS **検証**において、検証者が最低限実施すべき手続は、本章第 B 節「GIPS **検証**の**必須手続**」に記載されている。**検証報告書**には、**検証**が本**検証手続**に従って実施された旨を記載しなければならない。

B. GIPS 検証の**必須手続**

次に掲げる手続は、検証者が**検証**を実施する際に、最低限従わなければならないものである。検証者は、**会社**に対し**検証報告書**を発行する前に、適用されるこれら手続に従わなければならない。

1. **検証実施前**の手続

- a. **GIPS 基準についての知識**：検証者は、CFA 協会および GIPS Executive Committee が公表する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、および説明を含めて、GIPS 基準の**必須事項**および**勸奨事項**のすべてを理解しなければならない。これらの情報は GIPS ホームページ (www.gipsstandards.org) および *GIPS Handbook* で入手可能である。

GIPS 基準 0.A.16 および 0.A.17 について、特に検証手続を規定すべきですか。

- b. 関連規制についての知識：検証者は、**会社**に適用される法律および規制に精通していなければならない。さらに、GIPS 基準が法律および規制に抵触するときは、その内容を検討しなければならない。
- c. 会社についての知識：検証者は、**会社**の組織体制および業務執行を含め、**会社**について理解していなければならない。
- d. 会社の方針および手続についての知識：検証者は、**会社**が適用される GIPS 基準の**必須事項**基準および**勸奨事項**のすべてに準拠し、準拠を維持するために採用している仮定および方針と手続について理解していなければならない。検証者は、会社の GIPS に関する方針および手続の写しを入手し、適用される方針および手続が適切に規定され、かつ十分に文書化されていることを確かめなければならない。
- e. 評価基準およびパフォーマンス計算についての知識：検証者は、**ポートフォリオ**評価および投資パフォーマンス計算に使用される方法、方針および手続を理解していなければならない。

2. 検証手続

- a. 会社の定義：検証者は、**会社**が現在および過去を通じて適切に定義されているかどうかを判定するために十分な手続を実施しなければならない。
- b. 準拠の基本条件：検証者は、次の事項を確かめるために十分な手続を実施しなければならない。
 - i. **会社**が GIPS 基準および**会社**の方針と手続に従って**コンポジット**を定義し、維持していること。
 - ii. **会社**の運用実績のある投資一任**ポートフォリオ**がすべて、少なくとも1つの**コンポジット**に含まれていること。
 - iii. **会社**の定める投資一任の定義が、全期間を通じて一貫して適用されていること。
 - iv. 恒常的に、すべての口座が該当する**コンポジット**に組み入れられており、またある**コンポジット**に属すべき口座が当該**コンポジット**から除外されていないこと。
 - v. **コンポジット**のベンチマークが、**コンポジット**の投資スタイル、戦略または目的と整合しており、全期間を通じて一貫して適用されていること。
 - vi. **コンポジット**の構築および維持に関する**会社**の方針および手続が、一貫して適用されていること。
 - vii. **会社**の**コンポジット**の一覧表および概略がすべてを網羅していること。
 - viii. **会社**の**運用総資産額**が適切に計算され、開示されていること。
- c. 口座の投資一任性の判断：検証者は、**会社**の全**ポートフォリオ**の一覧表を入手し、各口座の投資顧問契約書または投資ガイドラインおよび投資一任の有無を判定するための**会社**の方針と手続を参照し、**会社**が口座の投資一任または非一任の分類を適切に行っているかをサンプル・ベースで確かめなければならない。
- d. 口座のコンポジットへの割当

検証者は、選定された口座について、次の事項について心証を得るために十分なテストを実施しなければならない。

- i. 口座の**コンポジット**への最初の組み入れが、**会社**の方針および手続に従って行われていること。検証者は、このテストによって検証される全期間について、全**コンポジ**

- トの新規口座一覧表を入手しなければならない。
- ii. 口座の**コンポジット**からの除外が、解約口座に関する**会社**の方針および手続に従って適時に行われていること。検証者は、このテストによって検証される全期間について、全**コンポジット**の解約口座一覧表を入手しなければならない。
 - iii. 口座の契約書に示されている投資目的と**会社**の**コンポジット**の定義が整合していること。本事項を確認する際には、口座契約書、**ポートフォリオ**明細、またはその他の適切な証拠書類を参照する。
 - iv. 選定口座を a) 口座契約書から**コンポジット**まで、および b) **コンポジット**から口座契約書まで精査することにより、**ポートフォリオ**が完全かつ正確に**コンポジット**に組み入れられていること。
 - v. 同一の投資ガイドラインを有する**ポートフォリオ**がすべて、同じ**コンポジット**に属していること。
 - vi. 口座の**コンポジット**間の移管が、口座契約書に示された投資ガイドラインまたは**会社**の顧客と合意したガイドライン内容の記録と整合していること。
- e. データのレビュー：検証者は、**会社**が採用した方針が **GIPS** 基準に従っていること、また、以下の事項の取り扱いが**会社**の方針と整合していることについて心証を得るため、選定された口座について、以下の各事項を十分テストしなければならない。
- i. **ポートフォリオ**の資金流入の区分（例えば、資金の投入、資金の引出し、配当、利子、報酬、税金、等）
 - ii. 収入、利子および配当の発生と受取に関する会計処理。
 - iii. 税金、税金の還付金、未払税金に関する処理。
 - iv. 買付、売却、およびその他のポジションの発生と消滅の認識に関する会計処理。
 - v. デリバティブを含む投資に関する会計・評価方法。
- f. パフォーマンス測定計算：検証者は、**検証**が特定の**コンポジット**・リターン¹の正確な計算と提示について保証（assurance）を行うものではないことを認識しながら、**会社**が、その文書化した方針および手続に従ってパフォーマンスを計算し提示していることについて心証を得なければならない。検証者は、適切な独立の第三者が行った業務に依拠する場合もしくはは適切な代替的統制手続が当該検証者により実施されている場合を除き、少なくとも以下の手続を実施しなければならない。
- i. **会社**における口座のサンプルについて、リターンを再計算し、**GIPS** 基準に準拠したリターン計算方法（例えば、**時間加重収益率**）が使用されていること、また、**会社**による処理が**会社**の方針および手続に従っていることを確かめる。さらに、検証者は、フィーおよび費用が **GIPS** 基準に従って計上されており、**会社**の方針および手続に従って処理されていることを確かめる。
 - ii. **コンポジット**・リターンの計算についてサンプルを抽出し、必要な数値データすべての正確性を確かめる。
- g. 準拠提示資料：検証者は、パフォーマンス提示において、**GIPS** 基準が**必須**とする情報およびディスクロージャー（開示）のすべてが含まれていることを確かめるため、**準拠提示資料**のサンプルをテストしなければならない。情報およびディスクロージャー（開示）は、**会社**の記録、文書化された方針と手続、および検証者のテスト結果と整合していなければならない。

- h. 記録の保持：検証者は、検証者が行った重大な判定および結論のすべてを含め、検証報告書発行の根拠となる実施されたすべての手続を裏付けるに十分な文書を保持しなければならない。
- i. 確認書：検証者は、会社の方針および手続が、方針および手続に関する文書に規定されているとおりであり、レビュー対象期間のすべてに一貫して適用されていることを確認する確認書を会社から入手しなければならない。確認書は、検証対象期間について会社が GIPS 基準に準拠していることを確認しなければならない。確認書には、検証期間中に検証者になされたその他特定の事項に関する説明も含まれていなければならない。

C. GIPS パフォーマンス検査

会社は、GIPS 基準における検証とは別に、特定のコンポジットの準拠提示資料についてより詳細な検査 (examination) (GIPS パフォーマンス検査またはパフォーマンス検査を追加的に受けることを選択することができる。

検証は、コンポジットについて実施することはできず、特定のコンポジットの結果について保証 (assurance) を行うものではない。会社は、特定のコンポジットの準拠提示資料について「GIPS 基準に定める検証」を受けた旨の表明、あるいは、それと同様の表明を行うことはできない。GIPS 検証は、会社全体についてのみ行われる。

検証報告書の発行を受けている旨表明するにあたっては、特定のコンポジットの準拠提示資料に関するパフォーマンス検査は必須ではない。追加的なガイダンスについては、GIPS パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメントを参照されたい。

A. GIPS広告ガイドラインの目的

GIPS 広告ガイドラインは、パフォーマンス結果を広告する上での、業界のグローバルなベスト・プラクティスとなることを目指すものである。GIPS 広告ガイドラインは、GIPS 基準そのものにとって代わるものではなく、また、これによって**会社**が、GIPS 基準で必須とされる**準拠提示資料**を提示しなくてもよくなるというものでもない。広告ガイドラインは、すでに会社全体として GIPS 基準の**必須事項**をすべて満たし、広告において基準への**準拠**を表明する**会社**だけに適用されるものである。**会社**は、広告において**準拠**表明することを選択する場合には、GIPS 広告ガイドラインに従うか、もしくは広告に**準拠表明資料**を含めなければならない。

広告の定義

広告ガイドラインの対象となる広告には、新聞、雑誌、**会社**のブローシャー、手紙、メディア、ウェブサイト、その他 2 人以上の**見込顧客**に対して発信される文書・電子媒体により配布される資料、あるいはそのような媒体で使用するために作成される資料のすべてを含む。1 対 1 のプレゼンテーション資料や個別顧客への報告を除く、既存顧客の維持や新規顧客勧誘のために配布されるいかなる文書も広告と考えられる。

GIPS 広告ガイドラインと各国規制との関係

パフォーマンス結果を広告する**会社**は、広告に関して適用されるすべての規制を遵守しなければならない。**会社**は、追加的な開示が**必須**であると考えられる場合には、法律または規制に関する助言を求めることが奨励される。GIPS 広告ガイドラインが適用される法律または規制に抵触する場合には、**会社**は当該法律または規制に従うことが**必須**とされる。

ミューチュアル・ファンドやオープンエンド型の投資会社のようなユニット化されたプールド・プロダクトの計算および広告には、ほとんどの市場において規制がある。広告ガイドラインは、**会社**がそのプールド・プロダクトのみのパフォーマンスを広告しようとする場合に、適用される各国規制に取って代わろうとするものではない。

その他の情報

会社は、その情報が GIPS 広告ガイドラインで**必須**とされる情報と同じ、またはそれより目立たない大きさと掲載され、かつ、GIPS 基準および GIPS 広告ガイドラインに抵触しない限り、GIPS 広告ガイドラインで**必須**とされる情報以外の情報を加えることができる。**会社**は、広告を作成する場合には、公正な表示と完全な開示という原則に従わなければならない。

B. GIPS 広告ガイドラインの必須事項

GIPS 広告ガイドラインに従って GIPS 基準への**準拠**表明を含む広告はすべて、次の事項を開示しなければならない。

1. **会社**の定義
2. **見込顧客**が、**準拠提示資料**および（または）**会社**の全コンポジットの完全な一覧表と概略を入手する方法
3. 広告のための GIPS 準拠表明文。準拠表明文は、1 つの段落内に収めなければならない。

現在検証を受けている**会社**：

[**会社名挿入**] は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への**準拠**を表明する。[**会社名挿入**] は、[**期間挿入**] の期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書の写しは、請求に応じて提供可能である。

過去に検証を受けていたが、現在は検証を受けていない**会社**：

[**会社名挿入**] は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への**準拠**を表明する。[**会社名挿入**] は、[**期間挿入**] の期間について独立した検証者による検証を受けていた。**会社**は現在独立した検証者による検証を受けていない。

本規定において、**検証報告書**が直近 24 ヶ月以内に終了した期間を対象としているときは、現在**検証**を受けているとみなされる。

検証を受けていない会社：

[会社名挿入] は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明する。[会社名挿入] は独立した検証者による検証を受けていない。

広告において GIPS 広告ガイドラインに従って GIPS 基準への準拠を表明し、かつパフォーマンス結果を提示する場合はすべて、次の情報も開示しなければならない。関連情報は**準拠提示資料**から取得、もしくは獲得しなければならない。

4. コンポジットの概略

5. 次のいずれかによるコンポジット・パフォーマンス結果：

- a. 直近期間に至る 1 年間、3 年間、5 年間の年率換算した**コンポジット・リターン**。期末日が明示されていること。**コンポジット**の存続期間が 5 年未満の場合には、**会社**は、**コンポジット**開始以降の年率換算したリターンも提示しなければならない。(例えば、**コンポジット**が 4 年間存続している場合には、**会社**は、直近期間に至る 1 年間、3 年間、および 4 年間の年率換算したリターンを提示しなければならない。) 1 年未満の期間は年率換算してはならない。
- b. **準拠提示資料**の提示期間と同一の期間に至る 1 年間、3 年間、5 年間の年率換算した**コンポジット・リターン**に加えて、直近日に至るまでの**コンポジット・リターン**。期末日が明示されていること。**コンポジット**の存続期間が 5 年未満の場合には、**会社**は、**コンポジット**開始以降の年率換算したリターンも提示しなければならない(例えば、**コンポジット**が 4 年間存続している場合には、**会社**は、直近日に至るまでの**コンポジット・リターン**に加えて、1 年間、3 年間、および 4 年間の年率換算したリターンを提示しなければならない)。1 年未満の期間は年率換算してはならない
- c. 5 年分(または**コンポジット**開始後の存続期間が 5 年未満の場合はその期間)の年間**コンポジット・リターン**に加えて、直近日に至るまでの**コンポジット・リターン**。期末日が明示されていること。年間リターンの計算は、**準拠提示資料**の提示期間と同一の期間について行わなければならない。

6. パフォーマンスは**フィー (運用報酬) 控除前**または**フィー (運用報酬) 控除後**のどちらで表示されているか。
7. **コンポジット・リターン**が提示された期間と同一の期間の**ベンチマークのトータル・リターン**。**会社**は、**準拠提示資料**に提示されているのと同じ**ベンチマークのトータル・リターン**を提示しなければならない。**会社**は、**コンポジット**に適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断した場合には、**ベンチマーク**を提示しない理由を開示しなければならない。
8. パフォーマンスの表示で使用した通貨
9. レバレッジ、デリバティブ、またはショートポジションの存在、使用、および程度について、それらが重要である場合には、当該金融商品の使用頻度、特徴等、リスクを十分に説明するための内容。
- 10 広告に、2000 年 1 月 1 日より前の期間の GIPS 基準に準拠していないパフォーマンスが提示されているときは、**会社**は、非準拠期間を開示しなければならない。
11. 広告が、GIPS 基準もしくは GIPS 広告ガイドラインとは異なる法律および規制に従っているときは、**会社**は、その旨、および GIPS 基準もしくは GIPS 広告ガイドラインが当該法律および規制に抵触する内容を開示しなければならない。

序 論

今日、公正価値 (FAIR VALUE) は、相当数の国や地域で採用されており、GIPS 基準においても必須要件とされている。GIPS 基準への準拠を表明する会社は、以下の必須事項に従わなければならない、また、以下の勸奨事項を適用すべきである。公正価値を必須とする変更は、GIPS 基準への準拠を表明する会社すべてに影響を及ぼすことになる。

公正価値の概念は、国際会計基準審議会 (IASB) や米国財務会計基準審議会 (FASB) をはじめとした各機関によって提唱されてきた。本評価原則は、公正価値に関する現行の IASB や FASB の定義および指針をもとに作成されたものである。

会社によっては投資評価を外部の第三者に委ねる場合もあるが、会社は、GIPS 評価原則を含めて、GIPS 基準への準拠について責任を有している。

以下の GIPS 評価原則における必須事項および勸奨事項に賛成しますか。

公正価値の定義

公正価値とは、十分な知識と思慮に基づき、また強制されない状況下で行動する自発的な当事者間で行われる独立した立場 (arm's length) での現在の取引において、ある資産が交換されるであろう価額と定義される。

評価の必須事項および勸奨事項

1. 2011年1月1日以降の運用実績については、ポートフォリオは、公正価値で評価しなければならない。(基準 1.A.2)
2. 会社は、リターンの計算と報告に関して適用される、すべての法律および規制を遵守しなければならない(基準 0.A.16)。したがって、会社は、公正価値に関して自らが現在負っている義務について評価しなければならない。
3. 準拠提示資料が GIPS 基準の必須事項とは異なる法律および規制に従っているときは、会社は、その旨、および GIPS 基準が当該法律および規制に抵触する内容を開示しなければならない(基準 4.A.9)。
4. 会社は、GIPS 基準に準拠し、かつ準拠を維持するために使用される、会社の方針および手続を文書化しておかななければならない(基準 0.A.6)。したがって、会社は、評価の方針、手続、および方法について文書化しなければならない。評価の方法または仮定に変更がある場合はいずれも、会社の評価の方針および手続において文書化されなければならない。
5. 会社は、ポートフォリオ評価、リターンの計算と報告、および準拠提示資料の作成に関する方針についての情報が請求に応じて提供可能であることを開示しなければならない(基準 4.A.17)。
6. 評価価値は、投資対象の観察可能な市場価格を表していなければならない。直ちに観察可能かつ適切な市場価格が存在しない場合には、市場に基づく入力値を使って算出された経営者による市場価格の最良推計値を表していなければならない。
7. ポートフォリオの投資対象の公正価値を決定する評価プロセスにおいては、以下の序列 (hierarchy) を取り入れなければならない。評価は、以下のとおりとしなければならない。
 - a. 測定日において同一の投資対象が活発に取引される市場における客観的かつ観察可能な未調整の市場取引価格。これが利用可能でない場合、会社は以下を使用しなければならない。

- b. 類似の投資対象が活発に取引される市場における客観的かつ観察可能な市場取引価格。これが利用可能でない場合、**会社**は以下を使用しなければならない。
 - c. 取引の不活発な市場（投資対象の取引がほとんどなく、最新の価格が存在せず、時間経過やマーケット・メーカーによって気配値が大きく変動するような市場）における同一もしくは類似の投資対象の取引価格。これが利用可能でない場合、**会社**は以下を使用しなければならない。
 - d. 投資対象の観察可能な取引価格ではなく、市場に基づいた入力値。これが利用可能でない場合、**会社**は以下を使用しなければならない。
 - e. 測定日において市場が不活発な場合における、投資対象の主観的かつ観察不可能な入力値。観察不可能な入力値の使用は、観察可能な入力値や価格が利用できない限りにおいて、**公正価値**の測定に限定されるべきである。観察不可能な入力値は、市場参加者が当該投資対象の価格付けに利用するであろう仮定に関する**会社**自身による仮定を反映しており、その時点の状況下において利用可能な最良の情報に基づいて作成されなければならない。
8. **会社**は、各期末において、**コンポジット**にとって重要な、主観的で観察不可能な入力値を使ってポートフォリオの投資対象を評価している場合は、その旨を開示しなければならない。
9. 評価方法の変更が評価に重要な変化を及ぼす場合は、その変更の概要と影響を開示すべきである。
10. **会社**は、投資評価に使用した主要な仮定条件を開示すべきである（基準 4.B.2）。
11. **公正価値**は、適格な独立した外部の第三者から取得すべきである（基準 1.B.1）。

不動産に関する必須事項および勸奨事項

以下は、**不動産**の評価に適用される**必須事項**と**勸奨事項**である。特に注記しない限り、**不動産**の評価に関する**必須事項**と**勸奨事項**は、GIPS 評価原則の本則において**必須**および**勸奨**とされるすべての事項（ただし、後段に掲げる**プライベート・エクイティ**の評価に関する**必須事項**および**勸奨事項**は含まない）を補完するものである。

- 12. 外部評価のプロセスは、適切な評価運営主体の実務慣習（例えば、RICS 評価基準<Red Book>、アメリカ不動産鑑定協会による鑑定業務統一基準<USPAP>、もしくは国際評価基準<IVS>）に適合していなければならない。
- 13. **会社**は、評価人または鑑定人の報酬が鑑定資産の価値に依存するような鑑定評価を使用してはならない。
- 14. **不動産**投資は、独立した**専門職**として認定、公認、または免許された**商業用資産**の評価人または鑑定人により、少なくとも 36 ヶ月ごとに外部評価しなければならない。2012 年 1 月 1 日以降の期間については、**不動産**投資は、独立した**専門職**として認定、公認、または免許された**商業用資産**の評価人または鑑定人により、少なくとも 12 ヶ月ごとに外部評価しなければならない。専門職として認定、または適切に認可された評価人または鑑定人が存在せず、他国からのそのような評価人または鑑定人も一般に業務を行っていない市場においては、**会社**は、適格な独立した**不動産**の評価人または鑑定人のみを使用するよう必要な措置を講じなければならない（基準 6.A.2）。本項は、上記第 11 項の一般原則に優先する。
- 15. **会社**は、評価方法（例えば、DCF 法、直接還元法、取引事例比較法、レバレッジを使用した**不動産**の債務評価）および評価方法の重要な変更を開示しなければならない（基準 6.A.8.b）。本項は、上記第 9 項の一般原則に優先する。

16. 2012年1月1日以降の運用実績については、**会社**は、次の事項における重要な差異の影響について説明し、開示しなければならない(基準 6.A.8.c).
 - a. パフォーマンス報告に使用された評価と財務報告に使用された評価
 - b. **外部評価**とパフォーマンス報告で使用された評価
17. **会社**は、**コンポジット資産の公正価値総額**に占める**外部評価**を使用して評価された**コンポジット資産の公正価値総額**の割合を開示しなければならない(基準 6.A.8.e)。
18. 2012年1月1日より以前に開始する期間の運用実績について、**会社**は、外部評価人または鑑定人による**不動産投資**の評価の頻度を開示しなければならない(基準 6.A.8.f)。
19. 鑑定基準により評価額について一定の幅が許容される場合があるが、パフォーマンス報告に使用される評価額は単一の値となるため、外部の評価人または鑑定人から取得するのは単一の評価額とすることが**勧奨**される。
20. 外部の鑑定会社は3年から5年ごとに交替することが**勧奨**される。
21. 2012年1月1日より以前に開始する期間の運用実績についても、**不動産投資**は、独立した外部の、**専門職**として認定、公認、または免許された**商業用資産**を評価する資格のある評価人または鑑定人により、少なくとも12ヶ月ごとに評価すべきである(基準 6.B.1)。
22. **会社**は、**コンポジット内**の**ポートフォリオ**に適用されている会計基準(例えば、U.S. GAAP、IFRS またはその他の会計基準)を開示すべきである(基準 6.B.3)。

プライベート・エクイティに関する必須事項および勧奨事項

2011年1月1日より以前の期間については、GIPS 基準は**プライベート・エクイティ**投資について**公正価値**を**勧奨**していた。先に掲げた GIPS 評価原則の本則(第1項~第11項)に従わなければならない**オープンエンド型ファンド**および**エバーグリーン・ファンド**による**プライベート・エクイティ**、ならびに、**不動産評価**に関する**必須事項**および**勧奨事項**に従わなければならない**クローズドエンド型不動産ファンド**以外の**プライベート・エクイティ**投資の評価には、以下の**必須事項**および**勧奨事項**が適用される。**プライベート・エクイティ**の評価に関する**必須事項**および**勧奨事項**は、先に掲げた GIPS 評価原則の本則において**必須**および**勧奨**とされるすべての事項(ただし、**不動産**の評価にかかる**必須事項**および**勧奨事項**は含まない)を補完するものである。

23. 評価方法の選択は、投資対象の性質、事実および状況に基づき、当該投資対象に最も適合したものでなければならない。
24. **会社**は、**プライベート・エクイティ**投資の評価のために使用した評価方法を開示しなければならない。評価方法に重要な変更がある場合は、当該変更を開示しなければならない(基準 7.A.13)。
25. **準拠提示資料**が、GIPS 評価原則に加えて、何らかの評価ガイドラインに従っている場合は、**会社**は、どのガイドラインを使用したか開示しなければならない(基準 7.A.14)。
26. 2011年1月1日より以前に開始する期間の運用実績について、**公正価値**以外の評価基準を使用している場合は、**会社**は、その旨を開示しなければならない(基準 7.A.16)。
27. **会社**は、期末にパフォーマンス報告で使用した評価と財務報告で使用した評価との間の重要な差異の影響について説明し、開示しなければならない(基準 7.A.17)。

28. 以下の留意事項を評価プロセスに取り入れるべきである。

- a. それぞれの方法において使われたデータの品質および信頼性
- b. 企業または取引データの比較可能性
- c. 企業の発展段階
- d. 企業に固有の追加的留意事項

発生主義会計 ACCRUAL ACCOUNTING	金融取引を、支払われる（すなわち決済される）時点でなく、それらが法的に執行可能な要求として実在することとなる時点で記録する方法。
追加情報 ADDITIONAL INFORMATION	GIPS 基準において 勸奨 される情報であり、「 補足情報 （SUPPLEMENTAL INFORMATION）」とは見なされない情報。
管理報酬 ADMINISTRATIVE FEES	取引費用 （TRADING EXPENSES）および 運用報酬 （INVESTMENT MANAGEMENT FEE）以外のすべての報酬。 管理報酬 （ADMINISTRATIVE FEES）は、 カストディ・フィー （CUSTODY FEES）、会計事務報酬、監査報酬、コンサルティング費用、法務費用、パフォーマンス計測費用、その他の関連費用を含む。 管理報酬 は一般に 会社 のコントロール下になく、 フィー （運用報酬） 控除前リターン （GROSS-OF-FEES RETURN）および フィー （運用報酬） 控除後リターン （NET-OF-FEES RETURN）からは控除されない。しかし、マーケットや投資プロダクトによっては、 管理報酬 が 会社 にコントロールされ得るものもある。（「 バンドル・フィー （BUNDLED FEE）」参照）
オール・イン・フィー ALL-IN-FEE	バンドル・フィー （BUNDLED FEES）の一種で、 運用報酬 、 取引費用 、 カストディ・フィー 、 管理報酬 の任意の組み合わせからなる。 オール・イン・フィー （ALL-IN-FEE）は、顧客に固有のものであり、資産運用、ブローカレッジ、およびカストディのサービスが同一会社により提供されるような国・地域（jurisdictions）では、典型的には銀行によって提供される。
実現額(プライベート・エクイティ) AMOUNT REALIZED	投資の流動化により得た収入。
ベンチマーク BENCHMARK	投資戦略のパフォーマンスもしくはリスクと対比される独立の収益率（またはハードル・レート）。 ベンチマーク は、 コンポジット の投資戦略または投資マナドート、もしくは 目標リターン を反映しなければならない。
バンドル・フィー BUNDLED FEE	複数のフィーを束ねて（「バンドル」して）一括りに表示されるフィー。 バンドル・フィー は、 運用報酬 、 取引費用 、 カストディ・フィー 、 管理報酬 の任意の組み合わせからなる。代表的な バンドル・フィー の例として、 ラップフィー （WRAP FEES）と オール・イン・フィー （ALL-IN-FEE）の2つがある。
投下資本（不動産） CAPITAL EMPLOYED	リターン計算式の分母であり、測定期間中の「加重平均持分」（加重平均資本）と定義される。 投下資本 （CAPITAL EMPLOYED）には、測定期間中に発生したインカムや キャピタル・リターン は含まれない。期初の資本は、加重された期中のキャッシュフロー（資金の流入出および分配金）の分だけ調整される。
キャピタル・リターン（不動産） CAPITAL RETURN	測定期間を通じて保有されていた 不動産 と現金/現金同等物に係る 公正価値 （FAIR VALUE）の期中の変化（ 期末公正価値 と 期初公正価値 との差）。ただし、資本的支出はすべて減算し、売却純利益は加算する調整がなされる。このリターンは、測定期間中の 投下資本 （CAPITAL EMPLOYED）に対する割合（%）として計算される。キャピタル・アプリシエーション・リターン、アプリシエーション・リターンともいう。
成功報酬（プライベート・エクイティおよび不動産） CARRIED INTEREST	ファンドが行った投資から実現した利益のうち、 ジェネラル・パートナー が配分（発生ベースまたは受け取りベース）を受ける割合。「 キャリー （carry）」もしくは「 プロモート （promote）」ともいう。
カーブアウト CARVE-OUT	ポートフォリオ のうち、それ自身で個別の投資戦略を代表する部分。
クローズドエンド型ファンド(プライベート・エクイティおよび不動産) CLOSED-END FUND	投資ファンドの一形態で、投資家の数と 出資約束金 （COMMITTED CAPITAL）が固定されており、追加参加や解約が認められず、かつ ジェネラル・パートナー により制御される キャピタル・コール （ドローダウン）が存在する。

出資約束金 (プライベート・エクイティおよび不動産) COMMITTED CAPITAL	リミテッド・パートナーおよびジェネラル・パートナーによる、プライベート・エクイティファンドまたは不動産ファンドへの出資の確約。この金額は通常、一度に払い込まれることはなく、ファンド組成年から3~5年間にドローダウンされる。「コミットメント (commitments)」ともいう。
準拠提示資料 COMPLIANT PRESENTATION	GIPS 基準により必須とされるすべての情報を含む コンポジット 提示資料で、 追加情報 (ADDITIONAL INFORMATION) もしくは 補足情報 (SUPPLEMENTAL INFORMATION) を含むこともある。
コンポジット COMPOSITE	類似の投資マニフェスト、投資目的または投資戦略に従って運用される個別 ポートフォリオ を1つに集めたもの。
コンポジット構築日 COMPOSITE CREATION DATE	会社が、 ポートフォリオ を初めてグループ化して コンポジット を構築することとなった日。 コンポジット構築日 は、当該 コンポジット について報告されるパフォーマンス記録の最初の日とは必ずしも一致しない。 (「 コンポジット開始日 (COMPOSITE INCEPTION DATE)」参照)
コンポジットの定義 COMPOSITE DEFINITION	ポートフォリオ が所属すべき コンポジット を判定するための詳細な判断基準 (criteria)。 コンポジットの定義 は、 会社 の方針および手続規定において文書化しなければならない。
コンポジットの概略 COMPOSITE DESCRIPTION	コンポジット の投資戦略に関する一般的な情報。概略は、 コンポジットの定義 より簡略なものでよいが、 コンポジット の主要な特徴をすべて含み、 見込顧客 (PROSPECTIVE CLIENT) がリスクを含む コンポジット 戦略の主要な特徴について理解できるよう十分な情報を含まなければならない。
コンポジット開始日 COMPOSITE INCEPTION DATE	当該 コンポジット の 準拠提示資料 (COMPLIANT PRESENTATION) に報告されるパフォーマンス記録の最初の日。 コンポジット開始日 は、 ポートフォリオ をグループ化して コンポジット を構築することとなった日とは必ずしも一致しない。すなわち、パフォーマンス記録が始まる日である。 (「 コンポジット構築日 (COMPOSITE CREATION DATE)」参照)
カストディ・フィー CUSTODY FEES	ポートフォリオ 資産を保管する対価としてカストディアンに支払われる報酬。 カストディ・フィー には、一般的に資産額ベースの部分と取引ベースの部分とが含まれる。 カストディ・フィー の総額には、会計記帳、有価証券貸付、またはパフォーマンス測定といった付加的サービスへの対価も含まれることがある。取引ごとに課される カストディ・フィー は、 カストディ・フィー に含めるべきであり、 取引費用 (TRADING EXPENSES) の一部とすべきではない。
直接投資 (プライベート・エクイティ) DIRECT INVESTMENTS	プライベート・エクイティ 資産への直接の投資。
散らばり DISPERSION	コンポジット に含まれる個別 ポートフォリオ の年間リターン の 広がり を 示す指標であり、最高値/最低値、四分位レンジ、標準偏差 (資産額加重または等加重) 等があるが、これらに限定されない。
独立した事業主体 DISTINCT BUSINESS ENTITY	他の事業単位 (unit)、部門 (division、department)、または事業所 (office) から組織および機能上分離されており、運用資産について投資一任権を有し、投資意思決定プロセス全体について自律性を有しているべき、事業単位、部門、または事業所をいう。この判断のために用い得る基準には以下のものが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 法的主体 (legal entity) であること。 ● 独立した (distinct) 顧客市場または顧客タイプ (機関投資家、リテール、プライベート顧客、等) を有すること。 ● 分離、独立した (distinct) 投資プロセスを使用していること。

分配 (プライベート・ エクイティおよび不動産) DISTRIBUTION	プライベート・エクイティファンドまたは不動産ファンドからリミテッド・パートナーに対して支払われる現金または株式の価額。
ドローダウン (プライベート・ エクイティおよび不動産) DRAWDOWN	リミテッド・パートナーからジェネラル・パートナーへの断続的な送金。ドローダウンは、キャピタル・コールともいう。
エバーグリーン・ファンド (プライベート・エクイティ) EVERGREEN FUND	投資家からの出資と解約を継続的に許容するオープンエンド型ファンド。エバーグリーン・ファンドの中には、将来の投資に備えて資金を確保するために利益を再投資するものもある。
EX-ANTE	事前の。
EX-POST	事後的。
外部キャッシュフロー EXTERNAL CASH FLOW	ポートフォリオに流入する、あるいはポートフォリオから引き出される、資本 (現金または投資)。
外部評価 (不動産) EXTERNAL VALUATION	専門職として認定、公認、または免許された商業用資産を評価する資格のある評価人または鑑定人 (PROFESSIONALLY DESIGNATED, CERTIFIED, OR LICENSED COMMERCIAL PROPERTY VALUER/ APPRAISER) たる独立の第三者により実施される公正価値 (FAIR VALUE) の評価。
公正価値 FAIR VALUE	十分な知識と思慮に基づき、また強制されない状況下で行動する自発的な当事者間で行われる独立した立場 (arm's length) での現在の取引において、ある資産が交換されるであろう価額。付属資料 D の GIPS 評価原則を参照
フィー一覧表 (報酬率表) FEE SCHEDULE	特定の 準拠提示資料 (COMPLIANT PRESENTATION) に対応する、 会社の運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEES) または バンドル・フィー (BUNDLED FEES) の現行の料率表。料率は、一般に資産額のレンジに従って示されており、 準拠提示資料 を受け取る 見込顧客 (PROSPECTIVE CLIENT) に適用されるべきものである。
最終流動化日 (プライベート・ エクイティ) FINAL LIQUIDATION DATE (PRIVATE EQUITY)	コンポジット資産のすべてが分配される日。
最終実現 (流動化) 日 (不動産) FINAL REALIZATION (LIQUIDATION) DATE	コンポジット資産のすべてが分配される日。
会 社 FIRM	「会社」とは、GIPS 基準への準拠のために定義される主体をいう。「 独立した事業主体 (DISTINCT BUSINESS ENTITY)」参照のこと。
ジェネラル・パートナー (プライベート・エクイティ および不動産) GENERAL PARTNER	パートナーシップにおけるパートナーの 1 つのクラス。ジェネラル・パートナーは、パートナーシップの行為に責任を有する。ジェネラル・パートナーはファンド・マネジャーであり、リミテッド・パートナーはパートナーシップに投資する投資家である。ジェネラル・パートナーは、運用報酬を稼得し、通常、利益の一定割合の分配を受ける。(「 成功報酬 (CARRIED INTEREST)」参照)
GIPS パフォーマンス検 査 GIPS PERFORMANCE EXAMINATION	パフォーマンス 検査 (PERFORMANCE EXAMINATION) 参照。

GIPS 検証 GIPS VERIFICATION	検証 (VERIFICATION) 参照。
フィー(運用報酬)控除前 リターン GROSS-OF-FEES RETURN	評価期間に係る取引費用 (TRADING EXPENSES) を控除して計算される資産の運用リターン。
フィー控除前リターン (プライベート・エクイティ) GROSS-OF-FEES RETURN	評価期間に係る取引費用 (TRANSACTION EXPENSES) を控除して計算される資産の運用リターン。
インカム・リターン (不動産) INCOME RETURN	すべての資産 (現金および現金同等物を含む) からの測定期間中に稼得した投資インカム。ただし、回収不能な支出、負債に対する利払い、および不動産に係る公租公課を控除する。このリターンは、測定期間中の投下資本 (CAPITAL EMPLOYED) に対する割合 (%) として計算される。
内部評価 (不動産) INTERNAL VALUATION	現況下で入手可能な最新かつ最も正確な情報に基づいた、会社による公正価値 (FAIR VALUE) の最良査定である。内部評価は、DCF法、取引事例比較法、原価法、あるいは投資に重要な影響を与える可能性のある (市場一般および資産固有の) すべての重大な事項の分析、といった業界の実務手法を含むことがある。慎重な仮定と査定が行われなければならない、そのプロセスは、公正価値のより良質の評価につながる変更を除き、全期間にわたり一貫して適用されなければならない。
内部収益率 (プライベート・ エクイティおよび不動産) INTERNAL RATE OF RETURN (IRR)	すべての外部キャッシュフローの現在価値と残余価値 (RESIDUAL VALUE) の現在価値とを等しくする年率換算された割引率 (実効複利利回り)。
投資金額 (プライベート・ エクイティおよび不動産) INVESTED CAPITAL	払込出資金 (PAID-IN CAPITAL) のうち、ポートフォリオ運用において投資が実行された金額。
運用報酬 INVESTMENT MANAGEMENT FEE	ポートフォリオの運用について資産運用会社が受け取る報酬。運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEES) は、一般的に資産額ベース (資産額の一定割合)、パフォーマンス・ベース (パフォーマンス・フィー<PERFORMANCE BASED FEE>参照)、もしくはこの両者の組み合わせであるが、異なる形態を取ることもあり得る。運用報酬は、成功報酬 (CARRIED INTEREST) を含むものとしても定義される。
出資倍率 (プライベート・ エクイティおよび不動産) INVESTMENT MULTIPLE (TVPI)	払込出資金 (PAID-IN CAPITAL) に対する評価総額 (TOTAL VALUE) の倍率。これは複利リターンを考慮しない、投下資本のトータル・リターンを表す。評価総額は、残余価値 (RESIDUAL VALUE) に資本分配 (CAPITAL DISTRIBUTIONS) を加えて求められる。
大きなキャッシュフロー LARGE CASH FLOW	外部キャッシュフロー (EXTERNAL CASH FLOW) が顧客主導で発生するときに、ポートフォリオを再評価しなければパフォーマンスをゆがめるおそれがあると会社が判断するレベル。会社は、キャッシュ/資産フローの価値、あるいはポートフォリオまたはコンポジットの資産額に占める割合により、その額を定義し、すべての大きなキャッシュフローの発生の日ごとにポートフォリオを評価しなければならない。
リミテッド・パートナー (プライベート・エクイティ および不動産) LIMITED PARTNER	リミテッド・パートナーシップへの投資家。ジェネラル・パートナーはパートナーシップの行動について責任を有するのに対し、リミテッド・パートナーは一般に法的訴訟から保護され、また、出資額を超える損失を蒙ることはない。

リミテッド・パートナーシップ (プライベート・エクイティおよび不動産) LIMITED PARTNERSHIP	大半のプライベート・エクイティや不動産のクローズドエンド型ファンドに用いられる法的形態。リミテッド・パートナーシップは、通常、期間固定の投資ビークルである。ジェネラル・パートナーまたは 管理会社 は、パートナーシップ契約書に規定される方針に従ってパートナーシップを運営する。
リンク LINK	1) 数学的なリンク：以下の数式を使用し、サブ期間のリターンを幾何的に結合して、ある期間のリターンを計算する方法。ある期間のトータル・リターン＝ $(1+R_1)*(1+R_2)...(1+R_n)-1$ ここで $R_1, R_2...R_n$ はサブ期間 1 から n までのそれぞれのサブ期間のリターン。 2) 提示上のリンク： 準拠提示資料 において視覚的に接続し、もしくは関連づけること（例えば、2つの情報は、相互に隣に置かれることにより、 リンク される）。
時 価 MARKET VALUE	ある時点において投資家が証券を購入あるいは売却する際に適用される現行価格 (current price)。
..なければならない MUST	実行することが義務もしくは 必須 (REQUIRED) である作業 (task) または行為 (action)。(「 必須 (REQUIRE/REQUIREMENT)」参照)
..ならない MUST NOT	禁止もしくは禁じられた作業 (task) または行為 (action)。
フィー(運用報酬)控除後リターン NET-OF-FEES RETURN	フィー (運用報酬) 控除前リターン (GROSS-OF-FEES RETURN) から 運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEE) を控除したリターン。(運用報酬にはパフォーマンス・フィー<PERFORMANCE BASED FEES>と 成功報酬 <CARRIED INTEREST>を含む。)
オープンエンド型ファンド (プライベート・エクイティ) OPEN-END FUND	投資家数と 出資約束金 (COMMITTED CAPITAL) が確定していない (即ち、追加参加や解約が認められる) 投資ファンドの一形態。(「 エバグリーン・ファンド (EVERGREEN FUND)」参照)
払込出資金 (プライベート・エクイティおよび不動産) PAID-IN CAPITAL	出資約束金 (COMMITTED CAPITAL) のうち、リミテッド・パートナーが実際にファンドに払い込んだ金額。累積ドローダウンともいう。
パフォーマンス・フィー PERFORMANCE BASED FEE	一般的にポートフォリオのパフォーマンスに基づき、絶対ベースかベンチマークに対する相対ベースにより決められる 運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEE)。
パフォーマンス検査 PERFORMANCE EXAMINATION	検証者 による、特定コンポジションの 準拠提示資料 についての詳細検査。GIPS パフォーマンス検査ともいう。
観測期間 PERIODICITY	変数が計測される期間の長さ (例えば、月次の観測期間で計測される変数は、各月の観測値で構成される)。
払込比率 (プライベート・エクイティおよび不動産) PIC MULTIPLE	出資約束金 (COMMITTED CAPITAL) に対する 払込出資金 (PAID-IN-CAPITAL) の比率。この比率によって、 見込顧客 (PROSPECTIVE CLIENT) は 出資約束金 総額のうちの程度ドローダウンがなされているかを知ることができる。
ポートフォリオ PORTFOLIO	個別に管理された、資産のプール。 ポートフォリオ は、大きなポートフォリオのサブ・ポートフォリオ、口座、あるいはブルド・ビークルであってもよい。
プライベート・エクイティ PRIVATE EQUITY	プライベート・エクイティ には、ベンチャーキャピタルを始め、レバレッジド・バイアウト、合併、メザニン、ディストレスト債券への投資、また、ベンチャー・リーシングやベンチャー・ファクタリングといった混合形態などが含まれるが、この限りではない。

専門職として認定、公認、または免許された商業用資産を評価する資格のある評価人または鑑定人(不動産)
PROFESSIONALLY DESIGNATED, CERTIFIED, OR LICENSED COMMERCIAL PROPERTY VALUER/APPRaiser

ヨーロッパ、カナダ、および東南アジアの一部では、最も使用されている専門資格は、英国王立公認鑑定士協会(RICS)の資格である。米国では、不動産鑑定協会会員(MAI)であることが専門資格とされている。さらに、それぞれの地域には不動産鑑定人に関する規制があり、実務経験、業務体系および試験結果に基づいて、登録され、免許され、または公認されている。

自己勘定資産
PROPRIETARY ASSETS

会社、会社の経営陣、または会社の親会社が所有する資産。

見込顧客
PROSPECTIVE CLIENT

コンボジットの戦略に投資する資格があり(例えば、コンボジットの最低資産額を超える資産を有しており)、会社の戦略の1つに興味があると表明している者または主体(person or entity)。既存顧客であっても、当該顧客の現在の投資マニフェストとは異なる戦略については、見込顧客になり得る。投資コンサルタントその他の第三者も、見込顧客である投資家を代表している場合には、見込顧客に含まれる。

見込顧客の定義に賛成しますか。 そうでない場合には、どのように定義すべきですか。

パブリック・マーケット・エクイバレント(PME)(プライベート・エクイティ)
PUBLIC MARKET EQUIVALENT (PME)

コンボジットと同一のキャッシュフローとタイミングを使用して、同一期間について内部収益率(IRR)で表される公開市場インデックスのパフォーマンス。PMEは、プライベート・エクイティ投資のIRRと公開市場インデックスのPMEを比較することにより、ベンチマークとして使用することができる。

不動産
REAL ESTATE

不動産投資には以下が含まれる。

- 全部または一部所有の土地・建物。
- 合同運用ファンド(commingled funds)、プロパティ・ユニット・トラスト、保険会社の個別勘定。
- 非上場不動産投信(REIT)や不動産管理会社(REOC)の発行する非上場私募証券。
- 投資時点で投資家へのリターンの一部が原資産である不動産のパフォーマンスに関連している、参加型モーゲージ・ローンや私募型の不動産の権原など、エクイティ志向のデット投資。

実現倍率(DPI)(プライベート・エクイティおよび不動産)
REALIZATION MULTIPLE

実現倍率は、累積分配(DISTRIBUTION)額を払込出資金(PAID-IN-CAPITAL)額で除した値として計算される。

勧奨
RECOMMEND/RECOMMENDATION

達成が勧奨される規定または作業(task)。勧奨事項はベスト・プラクティスであると見なされるが、必須ではない。(「…べきである(SHOULD)」参照)

必須
REQUIRE/REQUIREMENT

従わなければならない規定または作業(task)。(「…なければならない(MUST)」参照)

残余価値(プライベート・エクイティおよび不動産)
RESIDUAL VALUE

ファンド内に残されているリミテッド・パートナー各自の持分。(ファンド内にある投資資産の価値。)

<p>残余価値払込出資金倍率 (プライベート・エクイティおよび不動産) RESIDUAL VALUE TO PAID-IN-CAPITAL (RVPI)</p>	<p>残余価値 (RESIDUAL VALUE) を払込出資金 (PAID-IN-CAPITAL) 額で除した値。</p>
<p>受渡日ベース会計 SETTLEMENT DATE ACCOUNTING</p>	<p>現金、証券、および取引書類の受け渡しが完了する日に、資産または負債を認識すること。</p>
<p>…べきである SHOULD</p>	<p>実施することが勧奨されるが必須ではない作業 (task) または行為 (action)。(「勧奨 (RECOMMEND/RECOMMENDATION)」参照)</p>
<p>重大なキャッシュフロー SIGNIFICANT CASH FLOW</p>	<p>顧客主導で発生した外部キャッシュフロー (EXTERNAL CASH FLOW) により、会社がコンボジット戦略の実施を一時的に妨げられるおそれがあると判断するレベル。</p>
<p>サブアドバイザー SUB-ADVISOR</p>	<p>会社の資産の一部またはすべてを運用するために、会社に雇用される第三の運用者。</p>
<p>標準偏差 STANDARD DEVIATION</p>	<p>実際のリターンが平均リターンからどれだけ幅広く散らばっていたかを計測する統計的尺度。</p>
<p>補足情報 SUPPLEMENTAL INFORMATION</p>	<p>GIPS の必須基準および勧奨基準に規定される開示・提示事項を補足、強化するものとして、準拠提示資料 (COMPLIANT PRESENTATION) に含まれるパフォーマンスに関連する情報のすべて。</p>
<p>一時的新規口座 TEMPORARY NEW ACCOUNT</p>	<p>ポートフォリオに発生する重大なキャッシュフローの影響を排除するために、会社が利用できる仕組み。重大なキャッシュフローがポートフォリオに発生した場合、会社は、そのキャッシュフローを「一時的新規口座」として取り扱うことにより、当該キャッシュフローがポートフォリオのパフォーマンスに影響を与えることなく、ポートフォリオの投資マンドートを実行することが可能となる。</p>
<p>時間加重収益率 TIME-WEIGHTED RATE OF RETURN</p>	<p>期間ごとの投資リターンを計算し、一般に顧客主導で発生する外部キャッシュフローの影響を排除することにより、会社が特定の戦略や目的に従って資産を運用する能力が最も良く反映される計算手法。</p>
<p>会社の運用総資産額 TOTAL FIRM ASSETS</p>	<p>会社が運用責任を有する投資一任および非一任の資産のすべてである。会社がサブアドバイザーの選任について裁量権を有する場合には、会社の運用総資産額は、サブアドバイザーに委託した資産を含むものとする。</p>
<p>トータル・リターン TOTAL RETURN</p>	<p>測定期間における、実現損益および評価損益ならびにインカム (ロス) を含む収益率。</p>
<p>トータル・リターン (不動産) TOTAL RETURN</p>	<p>キャピタル・リターンとインカム・リターンのすべてを含む収益率で、測定期間中の投下資本 (CAPITAL EMPLOYED) に対する割合 (%) として表示される。</p>
<p>評価総額 (プライベート・エクイティおよび不動産) TOTAL VALUE</p>	<p>残余価値 (RESIDUAL VALUE) に分配 (DISTRIBUTIONS) を加えた金額。</p>
<p>約定日ベース会計 TRADE DATE ACCOUNTING</p>	<p>取引は、受渡日ではなく、売買した日にポートフォリオに反映される。取引日から3日以内に資産または負債を認識すること (取引日(T)、T+1、T+2、T+3) は、GIPS 基準への準拠の観点からは、基準で必須とされる約定日ベース会計を満たすものとする。(「受渡日ベース会計 (SETTLEMENT DATE ACCOUNTING)」参照)</p>

取引費用 TRADING EXPENSES	有価証券の売買に要するコスト。これらのコストは、内部または外部のブローカーによるブローカー手数料、為替手数料ないし税金、およびビッド/オファー・スプレッドの形態をとるのが一般的である。取引ごとに課される コストディ・フィー は、 取引費用 ではなく コストディ・フィー として取り扱われるべきである。 取引費用 は推定値であってはならない。
取引費用 (プライベート・ エクイティ) TRANSACTION EXPENSES	ポートフォリオ運用における購入、売却、リストラクチャリング、再資本化に伴って発生する弁護士費用、金融費用、アドバイザー・フィー、および投資銀行業務費用のすべてを含む。
検証 VERIFICATION	会社が コンポジット 構築に関する GIPS 基準の 必須事項 のすべてに 会社全体 として準拠しているかどうか、および 会社 のパフォーマンス測定のプロセスと手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンス数値を計算し、提示するよう設計されているかどうかについて、検証者がテストするプロセス。GIPS 検証 ともいう。
検証報告書 VERIFICATION REPORT	報告される事柄、実施された手続の範囲、および特定の期間または日付において次の事項に関して出された結論について報告するために、検証者が発行する文書。すなわち、 会社 が、 コンポジット 構築に関する GIPS 基準の 必須事項 のすべてに 会社全体 として準拠していること、および 会社 のパフォーマンス測定のプロセスと手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンス数値を計算し、提示するよう設計されていること。
組成年 (プライベート・ エクイティおよび不動産) VINTAGE YEAR	次の2つの方法は、 組成年 を決定するために使用することが可能なものである。 <ol style="list-style-type: none">1. ファンドの投資家から最初に資金をドローダウンまたはコールした年。2. 外部の投資家からの最初の出資約束金 (COMMITTED CAPITAL) が締め切られ、法的拘束力を持った年。
ラップフィー WRAP FEE	ラップフィーは、 バンドル・フィー (BUNDLED FEE) の一形態であり、特定の投資プロダクトに固有のものである。ラップフィーは、投資運用サービスについてラップフィー・スポンサーが課すフィーであり、通常、区分できない 取引費用 (TRADING EXPENSES) を含む。ラップフィーは、すべて込みの資産額ベースのフィーであり、 運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEES)、 取引費用 、 コストディ・フィー 、および 管理報酬 (ADMINISTRATION FEES) を含むことができる。ラップフィー・ポートフォリオは、しばしば“separately managed accounts” (SMA) または“managed accounts”とも呼ばれる。